





7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
助	役	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	西 本 徹 郎
税 務 課	長	朝 倉 登 司 雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	植 野 敏 彦
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		岡 田 寿 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
参 事		木 原 正 博
水 道 課 次 長		新 浜 憲 治
子 育 て 支 援 室 長		寺 田 修 康

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守
主 事	中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第67号議案 広島県後期高齢者医療広域連合の設立について

日程第3 第68号議案 広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第4 第69号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第5 第70号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 第71号議案 平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 第72号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 第73号議案 平成18年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第8に至る各議案でございます。

日程第1、一般質問を続行いたします。5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺善隆です。2点について質問いたします。

1、法テラスの活用について。法テラス（日本司法支援センター）が設置され、本年10月から業務を開始されました。全国どこでも、だれでも必要な法的サービスを受けられるようにするもので、紛争解決への道案内を行う相談窓口として、全国の地方裁判所本庁所在地50カ所などに事務所が設置されております。相談に応じて最も適切な情報提供を行ったり、国選弁護の体制確保や、資力の乏しい人の裁判費用の支援、犯罪被害者

の支援など、様々な法律サービスが行われます。本町においても、同センターと連携・協力のネットワークを結び、活用を検討されるお考えはありますか。また、この制度を広報紙などに掲載して町民に周知してはと思いますが、いかがでしょうか。

2点目に、内部障害・内臓疾患の安心・安全の確保について。

内部障害者の方々は、外見からその病状は全くわからないために、日常生活の中で大きな不安を抱えて生活されています。国民の多くが認識し、温かい手を差し伸べていただけるよう、内部障害者の存在を視覚的に示す「ハート・プラスマーク」の普及・啓発が進められております。本町においても、1、広報紙への掲載、ホームページでの周知・啓発を図る、2、庁舎や公共施設内の駐車場に内部障害者を利用対象とする区画を設け、マークを表示するなどの普及・啓発を進め、見えない障害を持つ人への理解と環境整備を進められるお考えはありますか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もひとつよろしく申し上げます。

渡辺議員の質問に対して答弁をいたします。まず、法テラスについての質問でございますが、日本司法支援センターとの連携・協力によるネットワーク化につきましては、支援センター自体が現在検討中とのことでございます。本町といたしましては、その動向を見きわめて町民への周知をしてまいりたいと思います。

続きまして、ハート・プラスマークの普及・啓発についての質問でございますが、ハート・プラスマークは昨年の愛知万博で初めて公的な場所で使用されましたが、まだ社会的認知度は低く、その言葉すら知られていないのが実情でございます。内部障害者に対する理解を深めるための有効な取り組みと町といたしましても認識しておりますので、1点目の周知・啓発については、まずは広報紙、ホームページ等でマークの普及・啓発に努めていきたいと思っております。

次に、2点目の公共施設内等への表示については、今後、ある程度認知された段階で検討してみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）再質問をさせていただきます。まず、1番目の法テラスについてですが、一応状況を見て進めていくという答弁をいただいたわけなんですけど、このセンターと連携・協力のネットワークを結ぶことによって、住民に対する司法支援、この充実が図られることが可能となると考えておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思

います。

そして、現在社会福祉協議会で行われております心配事相談というんですか、これには現在、弁護士の方はついておられないと聞いているんですが、そこに弁護士を設けて対応されてはと考えておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）法テラスの件でございますけれども、今、社会福祉協議会の方で心配事相談と、町の方も相談事をやっておりますけれども、これに関しましても、先ほど町長の方から答弁がありましたように、現在、このセンターそのものに直接問い合わせをいたしましたけれども、パンフレット等の配布と、それから、今後の計画等について今検討中であるというふうな段階だそうです。ですから、もう1度答弁の繰り返しになりますけれども、その辺を見きわめて、これから自治体等との連携等につきましても検討していきたいというふうにお考えしております。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）2番目の内部障害の安心・安全についてですが、これにつきましても広報紙への掲載、ホームページへの周知は進めていくと答弁いただいたわけなんですけど、また、公共施設等の駐車場とか、こういう表示なんですけど、私も調べたところでは、公共施設の駐車場自体の台数が少ないということで、なかなか難しいということもあるところでは、現在の障害者用のスペースの駐車場が表示されておりますね。そこらにハート・プラスマークを併用して使われているところもあるようなので、その辺もひとつ検討していただいて、ぜひともこの見えない障害者のために環境整備を進めていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（原田）渡辺議員、今の駐車場に併用することについての答弁は要らないんですね。

○5番（渡辺）それじゃ、答弁をお願いします。併用してできるかどうかということ。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）今の障害者の方の駐車場も、正直なところ、公共施設の駐車スペースが非常にどの施設も少ないということで、なかなかとれないといったのが実態ではあるんですけども、極力そうした障害者の駐車場を設ける際には、今ご提案のハート・プラス等、そういったことも併用するような形で考えていきたいというふうに思います。

○議長（原田）11番、河野議員。

○11番（河野）11番、河野道昭です。私は、古い話になるんですけども、ケーブルレ

レビジョンのケーブルを使って双方向の情報をやったらどうかということ、すなわち水道とか電気、ガスとかのメーターを1カ所に集約しまして、その集約の数値を町以外の企業に売るといような方法もあるのではないかと。それで、それをやる気があるか、ないかということをお聞きしましたが、余り積極的な返事ではありませんでした。しかし、今は技術が進み、テレビもデジタルの時代になってきてまして、双方向の情報が簡単にできるような時代になりました。そういう中でもって、海田町もホームページを持っておるわけですし、メールによるいろんな信号のやりとりはできるようになったわけでございます。そこで、町長にお聞きしますが、こういったメールとか、あるいはホームページのようなものを十分に活用することをお考えかどうかということをお聞きします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）河野議員の質問に答弁をいたします。双方向通信による水道メーター検針についての質問でございますが、ご指摘のように、現在では技術が進み、難検針の解消、漏水の早期発見、業務処理の効率化を図るため、様々な通信形態、例えばPHS、無線、ADSL、有線放送、CATVなどに対応した水道メーター自動検針システムが開発されております。このシステムはプロパンガス部門では積極的に取り入れられている模様でございますが、水道事業におきましては、既存のメーターを電子メーターにすべて変更し、それに加えて送信機を設置しなければならず、投資が多額に上るため、現時点では豪雪地帯等で比較的小規模な地区では採用している事例がございますが、一般的に普及していないところでございます。費用対効果を考えますと、今すぐこのシステムを採用することは水道使用者のご負担も多くなるおそれもあることから、非常に難しいと考えております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）再質問させていただきます。答弁では金額的な問題を言われましたけれども、私は金額的なことというよりもむしろ技術的なことでお聞きしたいんですが、現在、海田町で町としてページを持っておられますが、町内にどれぐらいのホームページを持っている人がいるだろうかということの想定をされたことがありますか。あったら、どれぐらいの数字かということも教えていただきたい。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）ホームページを開設している方の数値は把握しておりません。ただ、

パソコンの普及率は恐らく六、七十％ではないかと考えております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）現在、町でインターネットを持っておられまして、各家庭にそれを配信しておるわけですが、これは、どういうことが出ておるかということを見ようとする意思のある人にはそれを見ることができるんですが、そうでない人は何にもわからんです。ということは何かといいますと、町から発信した信号は、ページを持っておられる家庭へは、登録をすることだけによってページへ乗せてもらえるというような方法があるわけですが、そこまでやりますと、ページもかなり有効になろうかというように思うわけですが。この方法としましては、各家庭から町の方へ登録をしていただきまして、そして、その登録のあった家庭には、希望する、しないにかかわらず信号が入ってくる。ということは、例えば海田広報等がホームページへ出ておるのは確かですが、それを見ようとする意思のない人は、出ておる、出ておらんじゃなしに、全くそんなことはわからないというようなことになりますので、いわゆるペーパーレスを考えるのであれば、そこらの配信の仕方をもっと検討されていいんじゃないかと思うわけでございます。そこまで踏み込んでのことにする考えがあるかどうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）ただいまの質問は、例えばパソコンを持っておられまして、ホームページを持っておられる個人の方、そちらの方に強制的に町のホームページから送信したらどうかというようなご質問のようにお聞きするわけですが、これにつきましては、ホームページといいますのはそれぞれの個人の方がそれぞれの意思に基づいて発信しておられるものでございまして、そちらの方に町の方が強制的に送るということも、これは技術的にもできませんし、本人さんの同意があれば別ですが、そういったことをやりたいという個人の方につきましては、個人のホームページの中に町のホームページのアドレスをリンクできるような形に設定をされる方も中にはいらっしゃるかと思います。そういった方法での対応になろうかと思います。また、もう一つの方法としましては、現在既に始めておりますけれども、町長の海田町のメールマガジンということで、希望される方は登録をしていただいて、現在では毎月1回ですが、町長のコラム、あるいはその月の行事等、これを登録された方に毎月発信をしておるという手だてをとっております。そういった方につきましてはぜひ登録をしていただければと思います。今申しましたように、個人のホームページに強制的に町のホームページを乗せていくということは、

これは技術的に不可能でございます。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）ページへ乗せるということが不可能という答弁がございましたけれども、ある意味ではそれは不可能ですが、1つの信号を多数の人に同時に送るという方法はもう既に確立しておりますし、私も何遍もやっておるわけですが、そういうところも踏まえて海田広報をもっと有効に多方面にわたってのやりとりをしていただきたい、そのように思いますが、そのお考えはどうでしょうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）河野議員のお考えのこの方法論としましては、先ほど申しましたメールマガジンの普及促進に努めてまいりたい。現在まだまだ登録者が少ないわけでございます、そこらあたりの登録者の拡大、これを図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）確かにそれは言えるんですが、先ほどのホームページをどのぐらい持っておるかという考え方に対する、想定の話だから、仕方がないのかもわかりませんが、何か数が多過ぎるんじゃないかなというような気が今しておるわけですが、一応それはそれとして、来年の3月にICカードを発行するようにするというようなことが昨日の話でございましたけれども、その内容について、できるのであればお知らせ願いたいんですが、どうでしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）今のご質問はパソコンのセキュリティーの関係だと思います。今度、新システムに移行するに当たって、セキュリティーの目玉として、職員個人にICカードを発行して、職員認証の強化を図っていきたく思っております。これにつきましては、ですから、パソコンにICカードを入れることによって、その職員しかそのパソコンを使えなくするというものと、あとは情報の漏えいを未然に防止するということから、ICカードを導入していきたく思っております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）このITの使い方というのはまたいろいろあるんですが、ホームページを持っておる者同士が通信するのについて通信費用がかからないという方法、いわゆるIP電話というのもありますし、そこらの多機能な方法でもって導入をしていただきたいと思います。よろしく願います。これは要望です。以上。

○議長（原田）次に参ります。4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。大きく4つの質問をいたします。

まず第1点目、財政収支の現状と見通しについてお伺いします。平成17年9月に行政改革実施計画と財政健全化計画が示され、その1年後の平成18年8月にハード見直しにより、厳しい財政収支見通しが示されました。また、新規起債を含めない地方債年度別償還状況からも、さらに厳しさも深まるのではないかと考えられます。そこで、予算編成時期でもあり、次の質問をいたします。

財政収支見通しに対し、平成18年度の予算執行状況はどうか。

また、平成19年度の予算編成方針及び予算要求はどのようになっているか、お伺いします。

大きく2点目、土地開発公社の見通しについてお伺いします。国では、土地開発公社の経営健全化に向けて、平成13年度から平成17年度までの期間で対策が講じられ、平成16年2月の構造改革特区でもさらなる対策がなされています。一方、財政健全度を示すには自治体が運営する下水道や公営企業の財務を含めて評価すべきと指摘されています。また、平成18年6月定例議会の財政運営の一般質問の中で、土地開発公社の財政運営についてただしました。そこで、土地開発公社について次の質問をいたします。

1点目、近年の活動及び財政運営はどのようになっているか、お伺いします。

2点目、今後の計画はどのようになっているか、お伺いいたします。

次に、大きく3点目、高齢者医療制度への取り組みについてお伺いします。平成18年6月14日、健康保険法等の一部を改正する法律の成立を受け、高齢者の医療の確保に関する法律の平成20年4月施行に向けて準備委員会が設けられ、各市町は事務作業をされています。また、福祉厚生委員会は平成18年11月22日に後期高齢者医療制度の創設と広域連合化及びこれを受けた国民健康保険の医療制度改革について研修を行いました。改革は、新たに75歳以上の高齢者の独立した医療制度を創設し、都道府県単位でその医療事務を扱い、負担割合を被保険者からの保険料を1割、現役世代から4割、公費から5割とされ、保険料は広域連合条例により全域均一賦課とされています。また、国民健康保険の医療制度改革も平成18年10月から実施されたばかりであるが、2年もたたない平成20年4月には後期高齢者医療制度の新設とともに、その内容は大きく変わろうとしています。そこで、次の質問をいたします。

1点目、広域化に伴う本町の事務量や人件費はどのようになるか、お伺いします。

2点目、後期高齢者医療制度の新設後の国民健康保険税の算定及び徴収の方法はどうか、お伺いします。

次に、大きく4点目、認定こども園への取り組みについてお伺いします。現在、幼稚園と保育所は、保護者の就労の有無で利用が限定されることや、少子化が進む中、設置の両立や規模の確保がされにくく、子育ての支援が不足してきているなどの課題が指摘され、制度の枠組みを超えた柔軟な対応が求められています。双方の役割を果たす新しい仕組みをつくろうという観点から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年6月15日に制定され、広島県では平成18年10月から条例が施行されました。また、福祉厚生委員会は平成18年10月26日に広島県において認定こども園についての研修を行いました。認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や、地域における子育て支援を行う機能を有しています。従来の幼稚園と保育所の制度はそのまま存続し、認定こども園に4つのタイプ、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型を位置づけていました。そこで、次の質問をいたします。

認定こども園は、一体的運用の観点から、教育と保育の全体的な計画を編成するとありますが、一方では現行の幼稚園と保育所も存在しています。これらを受けた本町の今後の方針と取り組みはどうか。

以上、大きく4点質問いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁いたします。

まず、財政収支の現状と見通しについての質問ですが、平成18年度の予算執行状況につきましても、年度途中で明確には申し上げられませんが、見通しを上回る歳入があったことや入札執行残などによる不用額で、財政調整基金の取り崩しが当初予定より少なくて済むものと考えております。

予算編成方針につきましては、1、行政改革大綱実施計画で定めた改革項目を着実に実施するとともに、計画にない項目についても取り組むこと、2、第3次海田町総合基本計画の実施計画に計上した事業を重点事業とし、事業費についても実施計画に計上した事業費の範囲内で要求すること、3、平成17年度に導入した事業別予算の初めての決算を迎えたことを踏まえ、1年間の事業実施内容を検証し、その結果を19年度予算に反映することなどを示し、職員個々の創意工夫により、限られた財源を最大限活用して、

経費の削減と簡素で効率的な財政運営を基本として、事業内容を十分精査して予算要求を行うよう指示したところでございます。予算要求の状況につきましては、歳出が歳入を大幅に上回っている状況でございますので、今後、事業の必要性や緊急度などを精査しながら予算編成を行っていきたいと考えております。

土地開発公社の近年の活動、財政運営及び今後の計画についての質問ですが、1点目の近年の活動及び財政運営につきましては、本町は主に都市計画道路事業や土地区画整理事業の先行取得に土地開発公社を活用してまいりました。しかしながら、事業地の地価の下落や事業規模の縮小により、平成16年度から休止状態となっております。そのため、土地開発公社存続の必要最低限の活動、予算執行のみ行っております。また、6月定例議会でご報告申し上げましたように、経営を脅かすような問題は一切ございません。

2点目の今後の計画につきましては、先行取得の意義の低下が明確となり、休止状態にあります土地開発公社について必要性を見直し、解散や公社以外の制度の活用を含め、検討しているところでございます。

次に、高齢者医療制度への取り組みについての質問でございますが、1点目の広域化に伴う本町の事務量や人件費については、まず、事務量ですが、広域連合が被保険者の資格認定や医療給付、保険料等の決定など、管理部門を担当し、市町がこれまでと同様に資格取得届・被保険者証の交付等の窓口事務と、新たに保険料徴収事務などを担当することになっております。このことから、現在、本町で行っているレセプト点検事務が広域連合に移管されることにより、現行の老人保健の事務量と比較すると、減少するものと考えております。次に、平成20年度に本町が負担する人件費でございますが、広域連合運営に係る共通経費のうち、職員人件費分の10%を構成団体である県内23市町で均等割し、50%を高齢者人口割、40%を人口割で算出した額としておりますが、現時点では具体的な負担額は示されてございません。

2点目の後期高齢者医療制度の新設後の国民健康保険税の算定及び徴収の方法ですが、平成20年4月以降は75歳以上の国保被保険者は後期高齢者医療制度に移ります。このため、国保税の賦課対象者も大幅に減少し、国保税にも影響を及ぼすものと予想されております。しかし、現在まで、この制度改正に伴う国からの具体的な指導、通達等は示されていないことから、保険税額がどのようになるのかは定かではございません。ただ、65歳以上の年金受給者につきましては、受給される年金から国保税を天引きする特別徴収が実施されることとなっております。

認定こども園への取り組みについての質問でございますが、昨日、桑原議員の質問にお答えしたように、町立の保育所を認定こども園に移行させることは考えておりません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）再質問をいたします。まず、財政収支状況のことなんですが、予算設定をするのに、来年の3月定例議会に予算を計上されてくるわけなんですが、予算を組み立てていくその工程を時系列に大まかに、どのような工程で3月まで進めていくのか、お願いいたします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）新年度予算の作業工程でございますが、10月末までに各課からの要求額の見積書の提出をしていただいております。11月に財政課において各課とのヒアリングを行って内容の確認を行っております。ただいま、そのヒアリング内容の精査を行って計数整理を行っている状況です。1月に町長、助役を交えて来年度予算の最終的な査定作業を行って、1月末には原案を作成したいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、12月現在ではもう予算要求が各課から提出されているということですね。となると、その予算要求額は現在どれだけ出ておりますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）各課からの要求額につきましては、歳出につきましては約80億という額が出ております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）80億というと、昨日も質問に出たと思うんですが、財政健全化計画の去年計画された内容から、今年ハード見直しを8月にされましたよね。この内容が4年間で21億食い違っている現状があるわけです。それにもかかわらず、来年度の見通しは、目標は75億を予算の目標として掲げられて、今伺うと80億の予算。その予算要求は出ておるわけですね。そこに5億の差があるわけですね。これらを考えてみますと、今までのいろいろ計画されている内容の21億を4年で割りますと約5億ですか、そういう食い違いがある中にも予算要求は5億。考えてみたら、約10億もの差が生じてきておるわけです。考え方ではですね。非常に厳しい状況が考えられるんですよ。80億がうまく調整できるかどうか、その点はどうでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）この前の答弁で申しましたとおり、目標額としては財政収支見通しの75億というのを目標として定めておりますので、それに向かって現在出てきている要求の中身の精査を行って、事業選択を行って、最終的にはそこに持っていくような努力をしております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それはわかるんですが、財政健全化計画で出されたものが、要するに各課から80億出てきておるわけですね。80億出てきておるものを75億に抑えられるということは、先送りということじゃないですか、内容的には。今までのやろうとしている内容を先送っていく。ということは、ますます将来にかけてそういう負担が増えていくんじゃないかというふうにうかがえるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）財政収支見通しでお示した額につきましては、実施計画に掲げられた事業を優先してやるということで整理をしております。今出ておる予算要求につきましては、実施計画に掲げられていない事業まで要求に上がってきておりますから、そこらあたりは今後、査定の中で緊急度等を判断しながら、そういう財政収支見通しでお示した75億程度の予算にまとめていくということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そこらがわからないんですよ。要するに、1年前に計画を立てられて、それで来年度の予算要求をされるわけですから、それは計画に基本的に基づいて予算要求が上がってくる、それが80億と私は理解しておるわけです。だから、それ以外のものが上がってくるというのも、逆に計画を無視して上げているというように思えるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）やはり実施計画に掲げた事業以外でも、住民の方の要望があって緊急度の高い維持補修費あたりもありますから、そこらも含めて今、予算要求が上がってきておるということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それで、要するに5億の差なんですよ。そういうものが計画を頭の中に入れながら要求されてくる本来の課の動きではないかというふうに思えるんですが、ところが、実際出たものが、今聞いたら80億というので、私はびっくりしておるわけなんで

す。というのは、健全化計画で去年出された計画の中では、今回出された見通しに比べて年5億の差があったわけです。去年の健全化計画の中におさめられたものと今回8月に出されたものに5億の差がある。その5億の差がある中で、今回も同じようにまた予算要求が5億出てきておるわけです。80億から75億の目標に対してですね。となると、5億減らしていかなきゃいけないものの計画の中になおかつまた5億のものが存在してきて、10億のものを逆に先送りするようにも思えるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）財政健全化による今回の財政収支見通しは、先般もご説明いたしましたように、要は財政健全化計画をつくったときのそういう経済状況、あるいは税制あたりが変わってきましたから、今回見直しをして財政収支見通しをつくりました。その中で今のそういう21億財源不足を来すような状況では町政運営ができませんから、それは財政健全化計画で予定をしておいた実施計画の事業期間の延伸であるとか、そういう事業の見直しを行って今回の財政収支見通しをつくったわけでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、結論的に言いますと、今年度の要するに予算要求、目標額に抑えるために計画の中身を先送ったということになりますよね。結局は入り切らないんですから。

じゃ、話を変えまして、財政健全化計画を見せていただくと、収入部分と歳出部分の要するにいろんな努力ですよ。収入は上げていきたい、歳出は削減していきたいというふうな方法で計画が進んできておると思うんです。これも私は6月のときにも言ったと思うんですが、入り口と出口だけではなくて内部の運用もいろんな意味で効率的にすれば、そういった費用の負担が減るといふふうに理解して、6月のときに、後から出てきますが、土地開発公社の問題等の資金、そういったものをいろんな活用をしたらどうかというふうに問いただしたところなんです、その中のまず1点目で地方債。今回予算の中に地方債の平準化、要するに例えば繰り延べとかロングにして返済をしていけば、年度別の返済額が減ってくる、こういったものの考え方は今回の19年度の予算の中に織り込まれてきているのかどうか、お願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）地方債の償還につきましては、償還期間等が限定されておるものもあ

りますので、それについてはその範囲の中でできるだけ平準化できるような形でこれまでもやっておりますし、予算につきましては、その償還額についての積み上げをして予算編成しておりますので、それは今年度の借入の段階での話になろうかと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、そういう細かいものを積み上げていかないと、目標額の75億に達してこないわけですね。要するに、入り口、出口だけじゃなくて、内部の運用もいろんな形で効率化を図っていかないといけない。

もう一つ、総務省の調査によりますと、地方自治体公金の26%は金融機関が破綻した場合に全額補償されない金融商品で運用されているというのが今年の12月1日に出ているんです。利息がついてくるような、そういったもので少しでも税金の負担のかからないように効率よくやっていきたいというような意思のあらわれだというふうに理解するんですが、そこらの償還金も含めてキャッシュの運用はどのように考えられて予算編成されているのか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）基金につきましては、定期、それから有利子、無利子、それぞれ預けておりますけれども、いわゆる決済預金ということで、1,000万までは定期、それと地方債の借入と、それに対する預金ということで、1,000万以上のものを定期にできるようになっておりますので、定期預金が1億6,000万、それから有利子、これは基金の残金でごくわずかのものでございます。これが7,178円。それと、無利子のものが9億8,596万871円。あと、決済用に基金から借り入れておりますのが5億円でございます。以上でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）定期と利息を今言われたんですが、要するに金を生んでくれるわけですね、運用次第では。だから、生金の運用次第ではお金を生んでくれる。それは収支部分にプラスになっているわけです。額としては小さいかもわかりませんよ。だが、これはやっぱり皆さんの税金をうまく運用するのは当然のことだというふうに思います。今度は土地開発公社、16年から休眠していると。土地開発公社の活動が休眠しているということは、資金も休眠しているということですよ。6月のときに聞いたと思うんですが、約1億5,000万ほど休眠しているんですよ。16、17、18と、3年間。3年間の利息を計

算しますと、結構あるんですよ、これも。そういう細かいことですが、こういったきめの細かいものをやらないと、一番最初に言いましたように、非常に厳しい財政状況というふうに言われたと思うんです。所信表明でも言われていますし。だから、こういったところの運用は、例えば土地開発公社の1億5,000万、これはどのように今後考えられるのか、お願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）土地開発公社の資金の運用についてでございますが、これにつきましても町同様、決済用の預金並びに定期預金、それをうまく、ペイオフの関係がございますので、それを考慮しまして、町と協議をする中で預金において利子をいただいております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）一部、1億5,000万は決済預金だから無理利子と前回の答弁の中にあっただけです。その点、今違っておったと思うんですが、お願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これにつきましては、毎年度決算報告においてこの財産目録の欄でご説明を申し上げておりますが、これまでもいわゆる1,000万にかかわる部分につきましては定期預金、それを超えます部分、ある一部分、運用上のものも決済用の普通預金にしたりして、その運用を少しでも利子がいただけるようなことで考えております。前年度だけでなく、ずっとこれまでそのような運用をさせていただいております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）土地開発公社のことを言うんですが、3年間は休眠状態ということなんですよね。土地開発公社の出番が先が見えないんですよ。要するに、時価が上がっていくような状況があれば、開発公社の出番が非常に考えられると思うんです。それと、先ほどから言いますように、財政が非常に苦しい状況で、大きな投資的経費が組み立てられていないですね。そういった中で、この土地開発公社の出番が考えられない。ですよ。そうならば、そこを持っておられる一部、1億5,000万のお金ですが、それを一般会計に入れてしまえば、いろんなキャッシュの滞りがあったときにそういうものが利用できる。要するに借入をしなくても利用できるような環境も生まれるわけです。だから、そういった点、先ほどは検討してみる、考えるというふうに言われておるんですが、余り出番がないようで、そのキャッシュが眠っておるのも非常に問題のような、定期預金よりは

借入を起こす方が利息が大きいわけですから、借入を起こす方にそれを回すというのも非常に大きなメリットが出てくるというふうに私は理解できるんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）開発公社の件につきましては6月の議会でもご答弁申し上げましたが、今、休眠状態であると。今後の方策については考えていかにゃいけんだらうということ。それから、監査の中で指摘をされておまして、休止状態にある公社の活用方針、これは町と連携を保って早急に検討することということで、幹事の方から附帯条件がついておるということをご報告させていただいたわけでございます。その後、町の方で、確かに社会情勢の中では土地が今はまだ値下がりをしておりまして、土地開発公社を今後活用する見込みがあるんだらうか、どうだらうかというような社会情勢ではあるわけですが、例えば都市計画街路、中店小学校線等で事業認可をしながら事業を凍結しておる部分がございます、そういったところからの買い取り請求が出てきた場合に土地開発公社での対応も考えられるのではなかろうか、あるいは公園整備等で一時的に開発公社の活用効果があるんじゃないかということで、6月以降検討を進めてまいりましたが、最終的には、先ほど町長が答弁いたしましたように、この開発公社についてはご指摘の1億5,000万余りの現金を持っておるわけですが、こうした有効利用も考えながら、方向的にはこの議会が終了次第、1月になろうかと思うんですけども、公社の理事会の方に、解散といいますか、解散の方向に向かっての協議をまずさせていただいて、最終的には開発公社については解散をしていく方向で検討を町としては進めていきたい。その後、これは少し10カ月程度、最終処分までにはかかるわけですが、これができますと、開発公社が今持っております1億五千数百万については町の会計の中で、これも一般会計の中にすぽっと入れてしまうという方法もあるでしょうし、あるいは、現在考えておりますのは、土地開発基金という、条例に基づいた基金があるんですが、この土地開発基金の中に基金として取り込み、先ほど言った土地の買い取り、これは基金の中で土地の運用もできる部分がございますので、そういった方法をとっていくということを視野に入れながら、今から事務を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今、新開蟹原線等でも利用できる可能性はあるが、今後はそういうものの検討、土地開発公社の解散を視野に入れながら検討していくということですね。

もう一つつけ加えたいんですが、町道6号なんかの土地の買収においても一般会計からの費用、そういったもので実際は運用されているわけですから、土地開発公社の出番としてはもうこの先なかなか出にくい状況もありますので、そういった点をしっかり考慮していただいてその審議を行っていただきたいというふうに思います。

じゃ、その次、高齢者医療制度の改革なんですが、これも私はずっと思っておったんですが、国民健康保険も含めてですが、要するに単町レベルでやっていくのは非常に難しいというような考えが多分今回75歳以上のものにまず適用してみようというふうに理解しているんです。要するに、広域で物を進めないと、町々の間のいろんな格差とか、そういったものをできるだけ防いでいきたいということと、一番は多分財政が難しくなってきたというふうに理解しているんですが、だから、広域の方向に向かっていく道筋が少しずつできよるんじゃないかというように理解します。まだ単町でやるのが、国民健康保険税を海田町は単町でやっているわけなんですが、こういった国民健康保険税も非常に単町レベルで苦しい状況に入ってくるんじゃないかというふうに理解するんですが、ここらの広域化というのはどんなように考えられていますか、お願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）国保の広域化でございますけれども、現在、国におきましては、まず後期高齢者、75歳以上の方に対する保険制度の改革をしていこうと。これはいわゆる医療改革の一環でございます、平成20年度以降において今回の後期高齢者、前期高齢者の国保関係をあわせて一体的な改革をしていく中の一環でありまして、その中で国保につきましては非常に今まで広域化等をささやかれてきましたけれども、国保を行っている各自治体の財政力の関係とか保険料や保険税等の関係もございまして、非常に難しい問題があると聞いています。国におきましてはこういう問題を解決しながら、まずは後期高齢者医療を、広域化を図りながら、今後については1つの大きな検討課題というふうに聞いております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）広域化は検討課題ということですよ。ここで言葉にこだわってみるんですが、国民健康保険税なんですよね、海田町で徴収しているのは。今回導入されようとしているのは高齢者医療保険料というふうになっているんです。税と料が混在しているような現状が今見受けられるんですが、税と料というのは随分違うと思うんです。言葉が違う以上、当然中身も違うと思うんですが、その点、どのような理解の上で税と料が

混在している仕組みをつくられているんですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）国保税と国保料の違いでございますが、これは、当初は国民健康保険制度が発足したときは国保料ということでございましたが、昭和26年に目的税として国民健康保険税が創設されております。これは、料と税の選択は各市町村に任せられたもので、大きな違いは、徴収の根拠規定が、国保税の場合は地方税法またはこれに基づく条例でございます。料の場合は国民健康保険法及び地方自治法とそれに基づく条例でございます。それと、賦課権の期間制限でございますが、国保税の場合は地方税法により3年さかのぼって課税することができます。国保料につきましては2年にさかのぼって徴収するというようになっております。それと、徴収権及び還付請求権の時効消滅の件でございますが、国保税につきましては地方税法の規定によりまして5年、国保料につきましては2年ということになっております。また、この税の不服申し立てにつきましては、国保税の場合は直接の処分長である市町村長に申し立てることができます。それと、国保料の場合は各都道府県の国民健康保険審査会に申し立てるというふうなことが大きな相違点でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今説明を受けたように、いろんな意味で違うわけですよ、料と税では。それが今回の制度の中では、75歳以上は料の方に持って行って、それ以外のところは今、海田町においては税で運営をされている。広島市の場合は料でしょうがね。そこらの混在は、例えば滞納者が起きた場合の集金の場合、当然税が優先でしょうから、税の方から先に取られると思うんですが、本人の意思を確認しないうちに税の方へ払い込まれたり、料の方を後回しにされたり。例えば還付金でもそうですが、還付金が料の方へ先に出てみたり、いろんなケース、細かいことですが、そういったケースが考えられるんです。その混在をできるだけ早いうちに解消していくようにしていかないと、だから、先ほどの単町の国民健康保険税ですか、これの広域化を図って料に変えていくとか、そういった方向の道筋をある程度検討していかないといけない、非常に重要な時期だというように思うんです。特にあと2年後ですからね、そういうものが迫ってくるのは。ある程度の道筋ができてくるのは。そういったところの検討というのは今どのようにされておりますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この後期高齢者事業につきましては、10月ごろから県の方から職員が張りついて、現在、廿日市、府中町、それから熊野町が1人ずつ派遣されて、来年度は海田町にも1名ほど参加いただくようになりますので、全市町的な形で取り組んでおるわけです。現在、後期高齢者の問題も福祉厚生委員会では説明したと聞いておるんですが、皆さん方にまだ十分な徹底がしていなかったということも私もおわびしたいと思うんですけれども、この問題につきましては20年度からするのに、早くももう今すぐこういう議決をしてくれということで、非常に緊急なことで大変迷惑をかけておるわけですが、そこらも含めてしっかりそういうことを検討しながらやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、20年度導入に向けていろんな意味の検討をされていくということですね。

じゃ、最後ですが、認定こども園なんですけど、これは広島県の調べで申し上げるんですが、認定こども園を検討している施設が1,000何ぼ施設あるんですが、そのうちの14%が検討しているというふうに回答されているみたいなんですけど、そういう意味で海田町においても、先ほどは考えていないというふうに言われたんですけど、検討はしてみるべきじゃないかというふうに思うんです。例えば海田町には4保育所がありますので、そのうちの1つでもモデル的に、するか、しないかは別問題としても、ある程度検討してみて、どういうふうな動きが想定できるかというものを、やっぱり将来的にどういう形で来るかわからんわけですから、これも。やっぱり一般ユーザーは、どっちかというところ、ゼロ歳から預けたいという人も保育所の周りにはずるっとおられると思うんです。それ以外に、勉強も教えてくださいという方も多分おられると思うんです。だから、幼稚園の要求もあるし、保育所の要求も生まれてきているわけなんです。近いところへ行きたいという人も当然あると思いますので、モデル的に1つでもやってみられる検討ですね。するか、しないかは別問題です。検討した結果どうなるかはわからんわけですからね。だから、ある程度そういったもののモデルとして検討するというのをされたらいかがでしょうか。その点はどのようなお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに先ほどの答弁では、今考えることはないと思ったんですけど、やっぱり世の中におくれているということもありますので、今ご指摘のように、検討は改

めてじゃなしに、今の現状を維持しながら検討していきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今検討すると言われたので、あれなんです、広島市もいろいろモデル園をつくって、そういったところでいろいろな検討をされていますので、ぜひともそういった方向で、いろいろ将来にわたって出てくるような問題の解決をしっかりと検討していただきたいというように思います。以上で終わります。

○議長（原田）ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。3番、岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。4点お伺いいたします。

まず、教育行政についてお尋ねいたします。子どもたちを取り巻く状況について質問いたします。教育基本法よりも学習指導要領を優先するゆがんだ教育のため、教育現場では行き過ぎた受験競争による履修不足やいじめ、学力の低下、不登校など、深刻な問題が社会問題として起こっております。そこで、お尋ねいたします。

1、海田町内の小学校・中学校での実態はどのようになっているのでしょうか。いじめ、不登校、虐待などについて、具体的な数字で報告してください。

2、今国会で教育基本法の改正案が審議されようとしております。そして、今日の新聞では、15日のこの会期末を延長してでもこの教育基本法を通そうという動きがなされようとしております。この教育基本法の改正案は憲法19条の「思想、良心、内心の自由」を踏みにじるもので、改正案は20もの徳目を法律で定め、目標達成を学校や教育に義務づけ、子どもたちに強制しようとしております。そのほかにも大きな問題がたくさんあると指摘されています。この教育基本法改正案について、町長の所見をお伺いいたします。

2番目に、海田市駅利用者自治会の剰余金について。海田市駅にエレベーター設置の工事も始まり、完成を待つばかりとなりました。この6月議会でも、海田市駅利用者自

治会の剰余金は個人のものではない、そして、整理ができれば相談ということでしたけれども、会長さんは税理士でもあり、数字の専門家ですので、もう整理もついているだろうと思います。また、利用している土地は海田町の所有地です。したがって、当然町に寄附、ないしは町が預かって管理してもいいのではないのでしょうか。バリアフリー化の一環として、エレベーターも設置工事が始まっており、町で交渉した経過や何らかの報告があってもよいのではないかと考えますが、その後どうなっているか、お尋ねいたします。

3番目に、自衛隊13旅団の演習について。自衛隊13旅団の敷地から銃火器の音が聞こえて、通行中の人や周辺住民から不安の声が上がっています。先日の日曜日に軍用機の低空飛行があり、お年寄りが「戦争中の恐怖がよみがえった」というふうに言っておられました。今、米軍再編制に伴い、岩国基地に横須賀の空母艦載機の騒音と危険性が大問題となっております。こうした中、町として、こうした訓練の一環としての騒音について、事前の説明があったかどうか、お尋ねいたします。

また、事前に通告があったとしても、市街地で砲弾の音が鳴り響く異常事態が起こったことについて何らかの抗議をしたのかどうか、明らかにしてください。また、学校や商店、主要な幹線道路、住宅街、工場などが密集している地域でこういうことが許されてはいけないと思います。厳重に抗議をすべきですが、いかがでしょうか。

4番目に、総合公園の駐車券について。総合公園の駐車場が有料になり、3カ月がたとうとしております。利用者から管理棟で行う駐車料金の精算を出口にしてもらいたいという要望がたくさん出ております。坂道を歩いていくのが高齢者には大変な負担となっております。改善を検討してもよいのではないのでしょうか。

また、障害者や高齢者や子ども連れの人には無料にしてもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。以上お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問の2点目、3点目、4点目については私から、1点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、海田市駅利用者自治会の剰余金についての質問でございますが、海田市駅利用者自治会剰余金のその後の状況については、自治会の財産処分につきまして適正に処理されますようお願いしておりますが、いまだ最終的な整理がついていない状況であると聞いております。今後も引き続きお願いする中で、寄附の申し出があれば、バリアフリ

一化への活用などを視野に入りたいと考えております。

続きまして、陸上自衛隊第13旅団の演習についての質問でございますが、1点目の事前説明については、例年、司令部広報室の方から、創立記念行事の開催に合わせて事前訓練を実施する旨のお知らせをいただいております。

2点目の市街地での騒音に対する抗議については、付近住民の方々への周知として、自治会を通じて事前に連絡されておりますし、毎年の恒例行事となっておりますので、例年に倣い、町といたしましては特に抗議はしておりません。

海田総合公園の駐車券についての質問でございますが、駐車場から出るときに必要な専用コインの購入については現在、管理事務所で扱っておりますが、出入り口で精算できる駐車場ゲートシステムは非常に高価であったため、経済性を踏まえて比較検討し、現在のシステムを採用いたしました。結果的には高齢者の方にはご不便をおかけしております。なお、当面の対応につきましては、駐車場に入る前に車で管理棟まで行き、コインを購入し、駐車していただく等の方法を使用者の皆様に周知してまいりたいと思っております。今後のゲートシステムの改善については、コストや改善方法等について適切なものがあれば、検討してまいりたいと思っております。

障害者、高齢者等の駐車券の無料化については基本的に、負担の公平の観点から、個人に対しては考えておりません。以上です。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願い致します。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）1点目のいじめ、不登校、虐待に係る件数でございますが、平成18年度11月末現在で、いじめについては小学校7件、中学校ゼロ、不登校については小学校6名、中学校16名、虐待については、学校からの報告で虐待の疑いがあるものとして小学校で3件、中学校で1件でございます。次に、教育基本法の改正でございますが、国会で審議中ということもあり、公の立場の者として、これについてのコメントは控えさせていただきます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）再質問させていただきます。いじめ、自殺、虐待、こういうふうな問題、私は思うんですけれども、やはり今のいろいろな原因、それはケース・バイ・ケースで、昨日もそれぞれ違うと言われたんですけれども、そうだと思うんですけれども、この間

題というのは今のこの教育基本法を忠実に実行していないからじゃないかというふうに思うんです。今、教育長は、教育基本法が改悪され、政府は改正と言いますけれども、私たちは改悪だと思うんですが、それについてコメントは差し控えるというふうな立場だったと思うんですけれども、県の教育長というのは県議会の6月議会とか何かでは答えられておるんです。その中で、今の教育基本法を変えるというのは、じゃ、何を変えるのか。もちろん教育長は、この教育基本法、前文があって11条から成っている、これは何十回、何百回と、それこそ読まれて、特に前文、そんなに長いことはないんですけども、これはもちろん暗記されておると思うんです。これには大変物すごく理想が高いことが書いてあるんです。このとおりを忠実に実行していったら、それこそ今の教育基本法を飛び越えて学習指導要領で学校を評価するというふうなことは起こらないと思うんです。今のいろいろな問題というのは、私たちが考えますに、やっぱり学校同士を競わせるとか、先生を競わせる、そして受験、そういうふうな中で起こっておる一環じゃないかと思うんです。そういうことについて今の教育基本法はどういうふうに思われておるのかというのを。改正じゃなくて今現在の教育基本法、これをどういうふうに変えておられるかという見解をお伺いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教育基本法は確かに11条から成る基本法で、暗記まではしておりませんが、中身はたびたび見る人が多いです。基本法ですから、特にこの教育基本法は戦後、日本の法体系がつくられて初めてできた基本法であったように私は記憶しております。それほど重要な基本法です。それだけに、アメリカの影響もかなり強いものがあったというふうには承知しております。ただ、中身については、理念規定でございますから、どれをとってもここがおかしいというようなものはないと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）確かにこれはすばらしいと思うんです。どこをとってもここが悪いと言われるものはないとさっき言われたんですけども、確かにそのとおりだと思うんです。この改正案なるものは、教育基本法は日本国憲法とマッチしておるといえるのか、リンクしておる、そういう関係にあると思うんです。その中で、例えば今度改正されようとしておりますこの基本法では前文を、この基本法の理想の実現を根本的に教育の力によって行うものである、そういうふうな一番大切な部分を削除するわけなんですよね。この教育基本法というのは、日本の未来を背負う子どもたちをどういうふうに変えていくか

ということなんですけれども、教育は一人ひとりの子どもたちの主権者としての人格を目指して行われるべきものであり、未来の社会のあり方、これはそのような教育によって成長した未来の世代の判断にゆだねるといのがこの教育基本法の根本的な考えだと言われておるんですけれども、それを、今、教育長が言われた、物すごく理想の高いすばらしいものだというものを覚えてしまったら、それこそ日本の未来を背負う子どもたちというのが、また違ったそういうふうな日本を主導してしまう子どもたちに成長してしまうというおそれがあると思うんです。これは、やはり今の憲法9条を変えて自衛隊を自衛軍にするとか、今の防衛庁を防衛省にするとか、そういうふうなものと一緒にしておると思うんです。日本が今の右へ右へかじを切っていくという格好の中の一番土台づくりというんですか、そういうところ、この基本法を変えていくというものだと思うんです。その中で、やはり今のいじめとか、不登校であるとか、虐待、そういうものも起こっておると思うんです。学校現場では管理等、物すごく先生も多忙である。いろいろな報告書を書かされるとかということで、生徒と直接接する機会がだんだんだんだん少なくなってくると。以前、正木教育長の前任者の方は、そういうふうないろいろな、先生が忙しい、報告書を書かにゃいけんとかそういうものは、忙しいのはわかるけれども、それも教師の能力である、能力が高かったらそういうことはできるんだという答弁をされたことを私は覚えておるんですけれども、そうではなくて、やはり教育現場でゆとりのある教育、そういうことをできるようなシステムをつくっていくのが教育委員会だと思うんです。今の教育基本法の改正案であるような、国土を愛するような生徒を強制的につくり出す。優秀な人は1割でいいと。あとの2割、3割はそれについていく。大多数の7割以上の人間はそんなに教育ができなくてもいい。こういうふうな根底思想なりが考えられるような教育基本法には断固反対すべきだと私は思うんです。そういう中で今のこのいじめとかという問題も解決していくと思うんです。

今の学校教育の費用、そういうふうな問題、よく教育長は、学校教育に対して予算があればいろいろなこと、学校の改築ということもしたいと言われるんですけれども、やはりこれも日本は、OECDですか、30カ国のうちで学校教育に対する費用は最下位の部類に入っておるんです。一番学校教育に対して費用を出しておる国がデンマーク、スウェーデンで、国内総生産の6.8%とか6.7%なんです。平均が5%で、日本はトルコと並んで3.5%で最下位なんです。1位の国の半分にも満たないようなお金しか出していないというふうな状況なんです。こういう中だから、当然義務教育に対する予算はなか

なか回ってこないという状況なんですよね。こういうふうな状況があって、その中で今の子どもたちを育てていくにはやはりどうしても教育基本法を忠実に守っていかないと。そうすることによって学力も向上すると思うんです。今、世界一の学力と言われておる国がフィンランドなんだそうですけれども、これは日本の教育基本法をお手本にして学力アップをしたということなんですけれども、こういうことが実際に、日本は以前はそういう学力が、世界一かどうかはわからなかったんですけれども、世界でかなり上位だったんですけれども、それが今の学習指導要領とかそういう格好でどんどん学校が管理されてきて今のような状況になってきておるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところの見解をお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）基本法は現在、国会で審議中でございます。まだ法律として施行されておりません。その段階にあって、いろんなお考えとか意見があるのは重々承知してはいますが、我々教育委員としてはどちらにも偏らない中立公正な立場を貫くというのが、これも法律の中で定めてありますので、どちらをいってもこれは我々としてはそれに反することです。ですから、コメントはしない。個人的な意見は別です。基本法なので、実施法じゃありませんから、基本法があるからこうなったというのは私は考えられない。ですから、考え方としてはいろんな考えは認めることはありますけれども、町の教育委員会としてそれをとやかく言うことは、立法府のことに對してはノーコメントということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今、中立公正と言われたんですけれども、それもそうだと思います。それじゃ、どうして小学校、中学校に国旗を掲揚しておるのか。あの国旗国歌法が決まったときに、小学校、中学校には、教育現場には強制しないということを時の小淵総理大臣ですか、それも明言したわけなんです。それなのに、そういうふうのを飛び越えて学習指導要領というので強制するというので、東京なんかでは卒業式、入学式に国家を歌わなかった教職員は処分すると。それに対して裁判で勝ったけれども、それは不当であるという判決が出たけれども、すぐさま今度は都の教育委員会はそれを上告するという状況になっておるんです。これこそ教育に対する介入じゃないかと思うんです。そういうのがあって、こういうことが、それは裁判でだめですよというのが決まって、それをまた告訴するというようなことをしながら、学校教育では子どもたちに教えるというの

は、物すごく子どもたちも矛盾を感じるんじゃないかと思うんです。やはりそれは今の教育基本法に対して忠実な教育行政をしていないからだと私は思うんですけれども、このところの、それは幾ら中立と言われても、実際そういうふうになっていないところが問題だと思うんですけれども、そんな事例が幾らでもあるんですよね。その辺のところをもう少し教育基本法に忠実というか、そういう学校教育を、コメントはなかなかできにくいというところだったんですけれども、私はそれだけじゃ済まされないような、教育委員会を預かる立場の方としてどういうふうに思われておるのか、もう1回お願いいたします。

○議長（原田）岡田議員、質問の通告の中身を大分超えかかっておるように思いますので、教育長の答弁もコメントをしないという第1答弁がありましたから、そこを突かれても同じ答弁が返ってくるかと思しますので、質問の通告の範囲の中で質問をしてください。教育長。

○教育長（正木）基本法がどうこうというより、我々は、教育委員会だけでなく行政としては法律を遵守するというのが立場でございますから、法律を遵守しながらこれを運用していくという立場でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）法律を遵守するという立場だったら、私はこの教育基本法を遵守していたでいて、学習指導要領とかというふうな、教育基本法を飛び越えたような指導というか、そういうのはすべきではないと思います。

それじゃ、次の駅前の自転車自治会のことについて。最終的には整理がついていないということだったんですけれども、これは山岡町長が町長に就任されて3年と1カ月ぐらいいですか、就任されたときに多分お伺いしたと思うんですけれども、いろいろ話し合っていくということだったんですけれども、もうそれから3年ぐらいがたって、最終的に整理がついていないというのはどういうふうな、金銭的なことなんでしょうか。例えば自治会の内部のことなのか、金銭的なことなのかというのは。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは先般も出て話をしたと思うんですけれども、この時点で自治会の関係が会長さんに対していろんな訴訟的なものが出まして、それによって裁判まで行ったような形なんです、その弁護士さんが全部あとを全面的に受けておられるんです。それを、弁護士さんのところに相談をさせてもらって、その整理がついた時点で海田町の

方にするかどうかということも判断しながら私の方に回答をいただくということになっておるんです。先般も広島へ行ってきたときに弁護士さんのところへ寄ってみたんですが、お留守だったものですから。今おっしゃるように、日にちも長くかかっておるんですが、向こうの自治会に関することはほとんど弁護士さんに一括しておられるんです。その方の指示によらないと我々の方には、例えば金が残っておるか、何があるかということも含めて、整理ができた時点で、向こうの判断によって海田町に、例えばバリアフリーに向けての寄附をいただくかということも含めてお願いするものですから、改めてまた近いうちに弁護士さんの方にも出向いて行って様子を聞いてみたい、こういうふうにしてあります。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）ということは、今度は会長さんではなくて弁護士の方との話し合い、折衝という格好になってくるということなんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）そのとおりでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）この問題も、せっかくエレベーターがついて、金額は幾らかわかりませんが、一説には4,000万、5,000万という余剰金があるということで、皆さんから、利用者の方から集められた金ですから、これは早急に、こういう問題は町に寄附をしていただいて駅前の整備に有効に使ってもらうように、再度お願いいたします。

それと、13旅団の演習なんですけれども、これはそういうふうな基地内で、実弾じゃないんでしょうけれども、空砲で。この記念式典のある前の週の何日間か演習をするというのは私は初めてなんです。こういうことというのは以前からあったんですか。町としてこういうふうな敷地内の演習というのは把握されておったんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは記念行事として、もとは師団、今は旅団になりましたが、引続いて毎年行われています。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）いや、記念行事はわかるんですが、記念行事の前の週、1週間ぐらいですね、その間に実際に空砲、機関銃とかそういう音がかなり聞こえたんです。その周りの人たちもびっくりしておられるんです。そういうことが毎年今までも実施されておった

のかどうかということです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この点につきましては、私は当日しか参加をしていませんので、事前のそういう訓練と申しますか、予備の予行演習と申しますか、そういうことについては承知しておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）町長は承知を事前にしていないと言われたんですが、実際には何日か前からあったんです。周囲の方も事前に連絡を受けていないということがあって、大変驚いておられるということで、今の自衛隊の基地を開放するということは、5月5日ですか、米軍の岩国基地を開放して、物すごい万単位の市民の人が見学に来る。こういうのが自衛隊とか米軍そのものを皆さん方に開放して、軍隊としての認知度を下げるというんですか、別におかしくないじゃないかということに利用されるんじゃないかと思うんです。そういうふうな一環として、さっき言った防衛庁の防衛省の昇格であるとか、憲法を変えて、自衛隊を本来の主要任務の1つである海外へ派兵する、そういうふうなことに全部つながってくると思うんです。こういう中でも特に町中の基地の中で、空砲といえども、こういう演習というんですか、そういう大きな音を立てるとか、軍用機が低空で住宅地の上を飛ぶということは絶対にあってはならんと思うんです。こういうことは断固させない、してくれるなというふうな抗議を、今年は無理なんですけれども、来年からもするべきだと思うんですけれども、その辺のする考えがあるかないかというのを。

○議長（原田）第1答弁で、創立記念日の行事の開催に合わせて事前に訓練を実施する旨の知らせはいただいておりますとお話しされております。2点目に、付近住民の方々への周知として自治会を通じて事前に連絡をしておられるというふうに答弁されておりますので、答弁と食い違っちゃいけませんから、そこは気をつけて発言してください。

○町長（山岡）今、岡田議員の指摘のように、今は自衛隊の方としては地元開放ということで花見に桜を見ていただくようなこともしておられますし、夏には盆踊り大会とか、また記念行事というような、地元が開かれた自衛隊ということで認識をしまして、私の方からはそういうことも含めて、今回ご承知のように、江田島市と呉市の水の問題に対しての大きな貢献をされたということも聞いていますので、そういう意味からいけば、地元として心強い限りじゃないかというように思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）しかし、それは災害派遣とかというのは当然の任務なんですけれども、自衛隊本来の任務というのは災害派遣というのが本来の任務じゃないわけですね。だから、そういうふうなところで、特に隣は平和都市を標榜する広島市なんですよね。今の岩国基地とも海で行ったらすごく近いんです。そういう中での一環だと思うんです。だから、やはり町中にある13旅団の中で、記念式典といえども、空砲をバリバリ撃つとか、軍用機を、ヘリコプターとか何とかというのを離着陸させるという、こういうことはすべきではないというふうに抗議をすべきだと思うんですけれども。災害派遣とか何とかというのは、これは法で決まって、災害派遣をしたら自衛隊は出にゃいけんわけですから、それとこういうふうな実際に訓練をするというのは別問題だと思うんですけれども。やはり町中でそういうふうな訓練をすべきではない。訓練場は訓練場であるわけですから、そこでしてもらって、町中の基地があって、その周りには学校もあるし、工場もあるし、住宅地もあるんですよね。31号線も通っておると。そういうところでそういう銃火器の、空砲といえども訓練というか、演習をすべきではないと思うんですけれども、強く抗議をするべきだと思うんですけれども、そののところでもう1度お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は抗議をするつもりはありません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）するつもりはないと言われたんですけれども、私は抗議をしてほしいと思います。

それと、総合公園の駐車場なんですけれども、今度は駐車場に入らずに管理棟まで行って、そこでコインをもらってまた精算をして入るという格好だったんですけれども、これは以前、駐車場設置をするときの説明では、そういう方がおられるから、そこには係員の方も配置をして精算も考えんこともないというふうなことだったと思うんですけれども、実際にあそこは駐車場のゲートから管理棟まで坂で、若い人だったら問題はないんでしょうけれども、いろんな方が使われますから、行く人はもちろん車で行かれるわけですから、物すごく不便というか、せつかくいいのがあるんですけども、コインの出し入れとかというのが不便なので、もう少し、例えば今度指定管理に変わると思うんですけれども、そのときがうまいぐあいにいくのかどうかというところで、いろいろと検討すると言われたんですけれども、何かほかに方策というのか、そののところで簡単にできるような方策というのはないんでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）このシステムにつきましては、答弁しましたように、あるのはあるんですが、値段が高額なんです。そのシステムというんですか、機械が。そういうことで、当面はそういう形をとらせていただいておりますが、そのうちまた何かいい方法が、アイデアがあれば、それを含めて検討してみたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）ぜひともこれは、本当にせつかくいい公園があって、利用したいんですけども、入り口のところでなかなか、ちょっと遠いという格好になってくるんですけども、改善をするようにお願いいたします。

それと、障害者、高齢者とか、子ども連れ、あそこは大きな遊具もありますから、そういう人たちには、公園ですから、やっぱり無料にしてもいいんじゃないかという考え方がずっとあるんですけども、9月までは無料だったので、引続いてそういうふうな、子どもさん連れとかというのはなかなか難しいかもしれませんが、個人にはしないということだったんですけども、だれでも使える公園ということで、せつくながめもすばらしい、眺望もいいですから、あそこをそういうふうな子どもさん、お年寄りの人には無料で利用ということを検討してもらえませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは先ほど答弁しましたように、議決をいただいて、議会でも承認をいただいて、9月議会ですか、お願いしておるわけですから、当面は今のままでやらせていただきたい、こういうように思っています。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）近隣にいろんな同じような高台というんですか、公園が整備されておるところがあるんですけども、まだ無料というんですか、駐車料金を取らないところは幾らでもあるんですよね。そういうところを見られまして、やはり高齢者というか、子どもたち、障害者、これには無料にするように極力努力をしてもらいたいというふうにお願ひして、私の質問を終わります。

○議長（原田）次へ参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。5項目について質問をいたします。

まず、行政の見通しについて。

福島、和歌山、宮崎を舞台とした官製談合が相次いでおります。公共事業には談合問

題がつきものと言われておりますが、広島県におきましては平成19年度から電子入札を導入される予定です。我が町の導入計画はどのように立てておられるのでしょうか。

次に、広島県は平成19年度より住民基本台帳ネットワークを活用して本人を確認し、住民票の添付などを免除する事務において、内定済みの9項目から13項目に拡充する方針を固めておられます。我が町におきまして、このことについて町民への周知徹底はどのようになされるのでしょうか。

また、角度は違うんですけれども、現在まで住民カードの発行状況はどのようになっていますか。

また、住民カードのメニューを増やす計画は立てておられますか。

次に、職員の採用についてでございますが、平成17年度3月、平成18年度3月におきまして早期退職者が予想以上に多く、団塊の世代が退職される来年度から数年間は大変厳しい状況になると思います。行政の安定した運営及び町民サービスを低下させないために、職員の配置の問題を含め、採用計画はどのようになされておられますか。

次に、大きな項目、公園整備についてでございます。

1、公園の死角解消につきましては私が委員会、本会議等で随分前から発言しておりまして、樹木の刈り込みが進んでおりますが、子どもが安心して学べる公園整備を進めようと、広島市は樹木の刈り込みや照明灯の修繕などを盛り込んだ公園緑地等防犯ガイドラインを作成されました。我が町もガイドラインを作成されるお考えはないでしょうか。

続きまして、最近、海田町の各大きい公園から小さい公園に至るまで、草刈り、清掃の問い合わせが続いておりますが、現在の制度を見直されるお考えはありませんでしょうか。

次に、来年度より総合公園に指定管理者制度を導入されます予定ですが、駐車場の料金システムは苦情が多く寄せられております。今の岡田議員の苦情と違いまして、私の場合は、車が入るときと出るときが1カ所しかないという、土・日とか、たくさんの車が入るとき、入り口は入り口、出口は出口と、やはり区別をしないと混乱は避けられない。ましてや、交通整理員さんを置いたといたしましても、今後、交通事故の発生も予測されます。しかし、現在、入り口、出口が1カ所のままで指定管理者を選定されておりますが、この指定期間の間に入り口と出口を別々にされるお考えはないでしょうか。

次に、教育問題についてでございます。教育の目的は子どもたちの幸せです。そのた

めには、子どもたちの幸せになる力を引き出すことが重要であり、それは子どもの本来持つ無限の可能性を開くことにほかなりません。1人の子どもをどこまでも大切にし、子どもの可能性を開く教育を、教師を含め、大人は目指さないといけないと思います。しかし、現実には、最近、教師の問題、いじめ、不登校等、教育現場は課題が多くあります。そこで、数点お伺いいたします。

この課題について対策は考えられていると思いますが、対策の実効性を確保するために、学校運営協議会の活用が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。海田町におきましてもコミュニティスクールを指定されるお考えはないのでしょうか。

次に、小学校、中学校における携帯電話の携帯の実態はどのようになっていますか。また、それに対する指導はどのようにされていますか。

次に、最近、いじめが原因で不幸にも自殺報道が数々あります。いじめはいじめる側が100%悪いと私は思っております。教育再生会議におきましても緊急提言を決定し、発表されましたが、その中にも、提言ではまず、いじめは反社会的な行為として、絶対許されないとの指導を学校が子どもに徹底するように要請されております。「人類にとって最大の脅威はどこにあるか。私は、それは人間の心にあると思ってきました。そしてまた、最大の希望も人間の心にあるのです」とは、インドの人権の闘士、ラダクリシュナン博士が述べておりますが、いじめは子どもの世界だけにあるわけではなく、大人の社会にも数多くありますが、私たち大人が襟を正さないといけない問題だと思っております。具体的に1と2の小・中学校における実態と対策はという質問は、もう多くの議員が質問されておりますので、この項目については取り下げさせていただきます。

3番目、Cの教師に対する研修はどのように考え、どのように行われていますか。

次に、公園の樹木の刈り込みは進んでおりますが、学校には子どもの姿が見えにくい高さの樹木が多くありますが、この改善は考えておられますか。

次に、子育て支援についてです。だれもが安心して産み育てることのできる子育て支援体制の充実を図るため、これは町長が本当に子育てしやすいまちづくりという、平成18年度の予算編成で今行われておりますが、平成19年度もぜひ子育て支援のしやすいまちづくりの予算編成をしていただきたいと思いますと思っております。

具体的な質問でございますが、1、妊婦の健康管理の向上のため、また、経済的負担を軽減するために、妊婦健診診査受診票の交付枚数を拡大されるお考えはないのでしょうか。

次に、妊婦に優しい環境づくりのために、マタニティマークの広報・普及に力を入れるお考えはないでしょうか。

3、乳児の保健師による家庭訪問のときに、産後うつまたは不安定な精神状態の人に対し、専門スタッフにより指導を実施されておられますが、ヘルプが必要な人に対し、ホームヘルプサービスを実施されるお考えはないでしょうか。

最後に、生活習慣病対策についてでございます。厚生労働省は2002年度から、日常生活の中での生活習慣病対策を探るため、全国34の自治体でヘルスアップモデル事業を順次実施してまいりました。本年度、我が海田町におきましてもヘルスアップ事業がスタートいたします。これは100%国庫補助事業で進められる事業と聞いております。複数年にまたがる事業ですが、平成19年度の事業内容はどのように検討されているのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1点目、2点目、4点目、5点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

まず、行政の見通しについての質問ですが、1点目の電子入札システムの導入については、9月定例議会で桑原議員に答弁しましたように、導入に多額のコストがかかりますし、その後、毎年運営経費もかかってまいりますので、既に導入している自治体の運用状況等を参考として検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の住民基本台帳ネットワークの活用については、1番目は、県の実施する事業ですので、県も独自に制度の周知のための広報活動をされると聞いております。本町としましても、県からの依頼があれば、協力していきたいと考えております。

2番目の住民基本台帳カードの交付枚数は、11月末現在で152枚となっております。

3番目の住民基本台帳カードの多目的利用につきましては、現在のところ、考えておりません。

次に、3点目の職員採用計画につきましては、定年退職者の補充調整に加え、業務の増減及び職員年齢構成のバランス等も考慮して、業務に支障を来さないことを原則に計画を立てております。また、予定外の退職者が生じた場合にはその都度、計画の見直しをすることとしております。

公園整備についての質問でございますが、公園の死角解消に係るガイドラインの策定

につきましては、昨今の学童等を対象とした凶悪犯罪の発生が取りざたされる中で、行政といたしましては、公共施設の防犯性の改善について、民間に先駆け積極的に推進すべきであると考えております。町が管理している公園につきましては、これまでに地域住民の皆様から多くのご意見をいただき、樹木の剪定を行うことにより、すべての公園について死角の改善がなされるよう努めております。広島市が策定した公園緑地等防犯ガイドラインにつきましては先進事例として大変興味深いもので、このガイドラインを参考にし、本町のガイドラインを策定してまいりたいと考えております。

2点目の公園の除草や清掃につきましては、現在、地元の自治会や子ども会、シルバー人材センター等に管理委託を行うことで対応しております。また、除草につきましては民間業者に委託し、年間2回の除草を行っております。なお、今年度におきましては、地域住民によるボランティア活動の一環として、公園の除草活動を積極的に実施していただいている事例もございます。今後とも、住民の皆様にご理解をいただくとともに、公園の維持管理について地域の力をおかりしながら、よりよい管理に努めてまいります。

駐車場使用料の徴収については、岡田議員の質問にお答えしました使用方法を皆様に周知することにより当面の対応をしていきたいと思っておりますが、ゲートシステム本体の改善につきましては、引続き使用者の皆様のご意見を伺いつつ、コストや改善方法等、適切なものがあれば、検討してまいりたいと思っております。

子育てについての質問でございますが、1点目の妊婦健康診査受診票の拡大交付につきましては、妊婦健康診査は妊婦の健康管理と胎児の発育観察を目的として実施し、その費用の一部を助成するために、これまでは妊娠前期と妊娠後期に各1枚の受診券を交付しております。しかしながら、妊婦の健康診査には経済的な負担があることから、本町といたしましては周辺市町の実施状況等を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

2点目のマタニティーマークの広報・普及についてですが、マタニティーマークは厚生労働省において「妊産婦に優しい環境づくり」の一環として本年3月に公表され、広く国民の関心を喚起することとされております。本町といたしましては、マタニティーマークは妊産婦に対する理解を深めるために有効な取り組みであると認識しておりますので、広報紙、ホームページ等で普及・啓発に努めていきたいと考えております。

3点目の産後うつまたは不安定な精神状態の人に対してホームヘルプサービスを実施したらどうかという質問でございますが、出産後間もない母親のうちエジンバラ産後う

つ病調査で問題がある方につきましては、町の保健師が定期的に訪問するなどの支援を行っております。しかし、こうした方々のうち、家庭での援助がなく、症状が重い方につきましては育児放棄や児童虐待も懸念されることから、ホームヘルプによる家事援助を行い、育児負担の軽減を図る必要があるのではないかと考えております。このため、子育て支援ヘルパー派遣事業については、財政状況を勘案の上、検討してまいりたいと考えております。

生活習慣病対策についての質問でございますが、国保ヘルスアップ事業については、平成19年度は、運動支援、食生活栄養指導を実施するとともに、健康知識の習得、健康意識の高揚などを図りながら、健康管理の指導者の養成を目指した事業を考えております。平成18年度の参加者に対してはフォローアップ教室等を開催し、健康づくりに参画していただけるように計画しております。

それでは、3点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校運営協議会の指定についてお答えします。本年度、文部科学省は尾道市の土堂小学校など、全国の小・中学校47校を指定しております。現在、学校運営協議会を導入した学校の調査・研究を行っている段階でございますが、教育委員会といたしましてはもうしばらく、この様子、実績等を見守りたいと考えております。

2点目の小・中学校における携帯電話の実情と指導についてでございますが、原則として小学校・中学校とも携帯電話を学校に持ってくることは禁止しております。しかし、保護者から子どもの安全確保などのために特に持たせてほしいというような要望があった場合は、例外的に認めている場合もございます。

研修でございますが、これはいじめに関係する研修ということで答えさせていただきます。それぞれの学校において研修等を実施するとともに、教育委員会といたしましても、管理職、主任等を対象にした教職員の研修を実施したところでございます。

4点目の学校の樹木についてでございますが、敷地内には場所に応じ、低木から高木まで多くの種類の植栽があります。これらの樹木は毎年、定期的に剪定作業を行うことで、見通しの確保、景観等を損なわないなど、配慮しながら管理しているところでございます。

○議長（原田）西山議員の質問の中で、町長は第1答弁で答えられましたが、入り口、出

口の双方向性についてのことを具体的におっしゃられたので、その回答が……。再質問でやりますか。じゃ、西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。電子入札は、メリットもあれば、デメリットもあり、その上にまだ膨大な予算を必要とするということで、当面は導入しないということですが、計画といたしますか、時期を見失うとやはり近隣とも整合性を失っていくようになると思われまますので、情報には耳をそばだてながら、導入する時期はやはり検討されるべきだと思うんですけども、まず、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）確かに電子入札制度というのは今後導入していく時期を検討する必要があると思っております。これは県の方のシステムに乗っかるような方向で考えております。ですから、他の市町村の動向を踏まえながら、乗りおくれのないような状況で導入していきたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、広島県が来年度より住民基本台帳ネットを活用して本当に随分サービスの向上と、なおかつ徴収の向上を図っての13項目に拡大される方針を固められました。先ほどの答弁では、これは県がすることなので、県が広報しますと。県から要請があれば町もいたしますということですが、県が情報公開といたしますか、来年の4月に広報されたら、自主的に海田広報にも掲載されるご予定はないのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）このたびの県のいわゆる住基証明関係の項目追加につきましては、これについても県に確認しましたところ、今からどういうふうにも広報していくかというのを検討されているみたいです。その情報が入り次第、本町としましても、これは4月からですから、早い段階に広報等でのPRはしていきたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、職員採用の件ですが、平成19年9月に21年度までの採用計画を発表になられておりました、このときにはまだ平成17年度の早期退職者の数値がもちろん入っていないで、そのときには定年退職になられる数はマイナスでの一応計画を立てられておりますが、じゃ、現在、この18年度の計画が崩れたわけですので、現段階において平成19年度から、一番団塊の世代が多くなる21、22年度までの計画はどのような計画を立てられておられますか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）昨年度、早期退職者が予想以上に多かったことに伴いまして、採用計画の見直しを行っております。お手元に前年採用計画をお渡しして、お持ちですか。18年度、前回218人でありましたのが209名、18年4月1日でございます。それから、19年4月1日が216名であったものが209名。20年4月1日が212名であったものが206名。21年4月1日が210名であったものが203名。22年、これは22年の4月1日の目標を197名と予定しております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ただ、これは数値目標だけでして、どこの職場でも採用したらもう100%その方の能力が発揮できて退職者の代わりができるという能力がないと思うんです。やはり1年、2年、多ければ3年ぐらい、少なく見ても2年ですね、やはりご本人が持っている能力を発揮して事務執行、住民サービスを思うようにいくためにはやはり最低でも2年間はその方を育成といいますか、育てないと、私は住民サービス低下、行政の執行状況が低下していくのではないかと危惧しているんです。ですから、今発表になりましたこれは全員にお渡ししている資料でして、平成17年9月30日現在で予算特別委員会か何かで配られた資料と確認しているんですけれども、事務職を毎年数名ずつバランスよく採用計画を立てられているんですけれども、この平成17年3月、18年3月に早期退職者も含め20名余りが予想もしないような退職が起こっているということは、前倒しで採用されておかないと、行政の事務執行ができないのではないかと。ましてや団塊の世代で、今一番大事な人材がこの数年間で40名余りでしょうか、退職されますと、その後10年ぐらい採用されておられませんので、がたっと年齢構成も下がっていくわけですね。そういったしますと、私は来年も含め、数年間でこの採用計画は根本的に見直されまして育成期間をやはり設けてあげないと、町行政に支障を来すと思うんですけれども、今話されているこれは17年ですから、採用計画でいきますと17年が3名、18年が5名、19年が6名、20年が6名、20年に技術職の方が1名となっておりますが、私はこれは前倒しに採用されて人材を育成し、一流の職員に育てていただきたいと思うんですけれども、その計画をされるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）今、総務課長がご答弁申しましたように、22年の職員総数197という目標で今から進めてまいります。ご指摘のように、確かに今年度といいますか、3月末で早

期退職が予想以上の数字に上って、全員で16名の退職ということになったわけですが、これにつきましては、これに対応するために組織を若干改正させていただいて、課の統合等、あるいは臨時職員の補てん等での対応で賄ってきておるといような状況です。確かにベテランの職員がおやめになって新しい職員が入られると、即そのベテラン職員の代わりができるかといいますと、これはなかなかできないわけですし、そこらで職員養成についてチューター制度を設けて、新しい職員にはそれを指導する職員、課の中で職員の責任者を決めて、早い時期で一人前に育てるような、そういう制度も今年度から導入いたしております。今ご提案のそうしたご心配は非常にありがたいことなんですけれども、とはいいいながらも、そういったベテラン職員の仕事をすぐ新職員ではできんから、余分に職員をと、これにこしたことはないんですけども、これはこれからの計画の中で行革の一環として職員数を減らしていくということで、あくまで職員については197名の目標に向かって進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）職員は減って臨時職員、嘱託職員を増やすというやり方がいいのか、やはり正規の職員で行政の仕事をするべきかという論理は分かれると思うんですが、私は22年には197名で行政をやっていくという姿勢、これはそうされるのなら、それで行政の方の計画ですから、云々は言えないわけですが、その人数の採用年度数、それをもう少し前倒しにした方が今後の町行政にとって能率のいい行政ができるのではないかという考えなんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）一応採用の方針といたしましては、絶対数が対前年の人数を上回らない計画にしております。というのは、採用しまして、またセクションに新たに人をつけます。その翌年またそのセクションは人が減るといふような現象が起こりますので、早く育てたいのは十分承知しておりますけれども、いつときに多くしますと、その方たちが退職されるときもまた同じ現象が起きてまいります。ですから、対前年を上回らない絶対数で少しずつ減らしていく、その中で採用していくという計画でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今のご答弁なんです、単独町政があと40年も続くわけではないわけですね、道州制も入ってきますと。私はその現実にやはり職場……。それと、絶対数を超えないという考え方は私は見直すべきだと思います。これは強く。もう質問にはいたしません。

次に、職員の採用者の状況なんですけれども、事務職で、あとの専門職の採用計画はないわけですが、今から、県から権限移譲が入ります。また、政治というのは生き物ですので、今からどんどん専門職の雇用も必要になってくると思うんですけれども、その辺の見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）ご指摘のように、今から権限移譲、特に福祉事務所関係が大きな権限移譲が起こってまいります。そうした中で専門職の雇用が必要になる可能性は十分考えられるわけございまして、それが明確になってくる中でこの採用計画の、一般行政職、あるいはそういった専門職等のローリングと申しますか、見直しをすることは必要になってくるであろうというふうに思っております。それから、当面専門職に関して申し上げますと、18年度の採用の中で1名、19年度に向かって専門職としての社会福祉士の採用が必要になってまいりまして、これを急ぎよ公募するというような状況にもなっております。全体的には、ただいまご指摘のように、今後の権限移譲の状況に応じて専門職の採用が必要になってくれば、それはそれを踏まえて採用計画の見直しをしていくということは起こってきますが、最終的には目標はあくまで、先ほど申しましたような22年度で197と。行革の計画はこの数字で計画を立てられておりますので、これに向かって目標値にしていきたいというふうには考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、配置の問題ですが、適材適所に配置をお考えになっていらっしゃると思うんですけれども、男女共同参画社会に向けての方にもリンクしてしまうんですけれども、女性の配置と申しますか、登用についてはどのようにお考えになっておりますか。

○議長（原田）助役。

○助役（山本）これは、男性であろうが、女性であろうが、適材適所の配置を、女性だからどうの、あるいは男性だからどうのということではなくて、男性・女性関係なしに適材適所に配置をしていきたい。そこらあたり、適材適所の判断というのは非常に難しいところもあるんですけれども、現在、評価制度の中で個人の自己申告、自分はどのような仕事をしたいということも申告をしていただいております、それがすべてクリアできるわけではないんですが、そういった自己申告についても尊重しながら職員の配置を今後ともやっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）戻るんですが、先ほど住民カードの多目的利用の計画は現在考えておられないということでしたが、公的認証サービスの活用についての現在の海田町の活用といえますか、実態はどのようになっていますか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）公的個人認証サービスのことだと思いますが、これは平成16年から開始された制度でございまして、住民基本カードを活用し、各家庭からインターネットを通じて国や県の機関において申請等の手続きを行えるものでございまして、現在、その対象項目も増えております。その代表的なものは、確定申告をインターネットを通じて行うというものでございます。海田町におきましても現在、この公的個人認証サービスを利用できるように、住民基本台帳カードに電子証明を打ち込んだ方が31名おられました、これらのサービスを受けられるようになっております。今後も、この住基カード及び公的個人認証サービスについては町広報等を通じて普及を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、公園整備についてですが、今回、公園で草刈りができていないとか、清掃ができていないとかという問い合わせが例年になくありまして、前議会でも質問させていただいた経緯もありますけれども、答弁では、雨が多かったからということもさることながら、やはりさっきおっしゃいました自治会、子ども会、シルバーさんにいろいろな角度でされておりますが、それを具体的にちゃんとされたことをチェックされているのかどうか、この辺の見直しが必要ではないかと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今申しました自治会、シルバー人材センター、それとか子ども会に管理をお願いしております。これらにつきましては各管理、月ごとの報告書を提出していただきまして、それをもとに町の方で確認を行っております。草刈りににつきましては、大きい部分は業者委託もございまして。そういう地域の方々と業者、そういう併用の中で公園を維持管理してきてまいったわけでございますけれども、先ほどもご指摘がありましたように、本年度は特に草の発育時に雨が多くございまして、その管理回数も限定されておりました関係上、そういう状態が発生した公園もあるということでございまして、日々の管理につきましては、シルバー人材センターにつきましても、自治会につ

きましても、委託をお願いしておる範囲の中で管理をしていただいているというのが状況でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、総合公園の料金システムではなくて、ゲートの入り口と出口が一緒になっているというような弊害です。今回、指定管理者制度を導入するに当たりまして、各業者さんにそこを問いただされていますけれども、その各業者さんとも現行のままの管理の上で入札をかけられているという実態を私は寂しい限りだと思ったんです。本来なら、業者さんですから、自分が仕事をとりたいたいから言えなかったのかもしれませんが、あのゲートシステムでは本来おかしいのではないですかという発言があつてしるべきだったかなという思いがしているわけですが、今回、受益者負担ということで、利用してくださる皆様に料金をいただくという形になりまして、その収入が年間数百万といえますか、結構な金額が入ってまいります。その金額をこの4年間のうちで指定管理者に、議会の議決が要りますけれども、今日議決がなりますと、指定管理者になられたその業者さんと町行政で、そこで精査をされて、この4年間の間では入り口と出口とは少なからずとも別個にするというゲートに改修するお考えはないでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）駐車場システムにつきましては、今の形状で機器等の関係上、出口と入り口に分けるというのが非常に難しい状況にあります。しかしながら、できる限りの改善ができるように、指定管理者と相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、子育て支援についてでございますけれども、妊婦の健診診査受診票の枚数拡大の質問をいたしました。これは近隣を調査して、大事なことから、検討するというところでございましたが、今回、国の方も、今、厚生労働省が総務省に向けてこの拡大は項目の1つに上げておりまして、まだ具体的な当初予算が発表されていませんから、わかりませんが、厚生労働省ではこの項目は重大だと認識しておりまして、総務省の方に今、予算要求はされている段階でございます。これは幾ら予算化がもしされたといいたしましても町の負担があるわけですが、国が枚数を増やすという政策を打ち出した場合に町は速やかに対応されるお考えはあるのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）この受診票の枚数でございますけれども、国の動向等を踏まえな

がら、また、近隣市町の状況を勘案して研究・検討していきたいと思ひます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それで、近隣の結果ですけれども、今、妊婦さんがお産されるまでに普通分娩で平均12回は健診を受けられているのが実情でございます。この中の2回といいますと、あと10回は個人負担で受診をされていますので、妊婦さんにとってはすごい負担のかかる健診なんですけど、近隣では三次市がいち早く本年度から2枚を6枚に拡大されました。隣の府中町では生活保護世帯、所得税非課税世帯、または町民税非課税世帯の妊婦は4枚追加というのをもう実施されております。少なくとも近隣とおっしゃいますと、隣の府中町がまずは一歩踏み出しておりますので、海田町も動向を考えてという考えではなくて、まず一歩として、この府中町が実施しております、東広島、大崎上島、三原市、神石高原町、竹原市は4枚追加ですね。庄原の場合は8枚ですね。三次だけじゃなくて庄原と竹原はもう実施しております。国が予算を通さなければ、あとの持ち出しは全部町の単独になっていくわけですけれども、まず、じゃ、府中町が実施しております、今述べました方については4枚の追加交付は考えられないでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）近隣市町ということで、府中町さんにつきましてはそういうようなことは承知しておりますけれども、他の広島市さん、あるいは坂、熊野さん等の状況関係も全体的に総合的に勘案しまして検討していきたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、マタニティマークの活用でございますが、先ほど町長が前向きにマークの広報・普及には努めていくと答弁をいただきました。最近、インターネットや新聞等で見かけますと、各自治体でストラップを配布して、もうおながが大きくなると皆さんおわかりになりますけれども、ストラップを持っていると自分ですよという考えで、そういう啓発の方法もあるんですけども、それと、妊産婦で車を運転する方には2年間の駐車カードを発行して、今の同僚の渡辺が発言したように、障害者の駐車スペースに、それを車の前に置くと、それはどこに行ってもですね、障害者のスペースに置けるという方向性を打ち出している自治体もあるわけですけれども、広報とかで普及するのではなくて、こういった具体的な方法での普及は町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）このマタニティマークの取り組みにつきましては、各自治体いろいろ取り組みがあろうかと思えます。このマークにつきましては、先ほど町長からご答弁がありましたように、本年の3月に公表されたマークでありまして、これまでは各自治体がいろんなマークをつくりながらマタニティマークとして、妊婦の状況について普及、あるいは、どういう状況かというのを啓発していたと聞いております。当面、本町としましても、国といたしまして1つの方向性が決まりましたので、まずはこのマークということの普及・啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、教育問題について再質問いたします。学校運営協議会を活用して、もっと開かれた学校、コミュニティスクールの指定の質問をいたしました。当面調査・研究をするというご答弁でしたけれども、先日のいじめ問題で、衆議院の文教委員会で文部大臣が学校運営協議会の活用を検討した相談体制の構築などを検討するという意向を明確に発言されております。今から、現在ではまだ40数校しか全国で指定校にはなっていないけれども、早急に、先ほどの答弁では、私はちょっとあれだったんですけれども、もうしばらくという、このもうしばらくという期間はどれだけを指したもうしばらくという文言の答弁だったのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）議員もよくこの制度についてはご承知なので、詳しい説明は除きますけれども、この制度が導入されたというか、各自治体の中でまだ歴史が非常に浅うございます。何はともあれ、この制度の一番のネックは、人事権にまで内申ができる。俗に言う、ミニ教育委員会がもう一つできるというようところが一番ネックになっているというのはご承知だと思うんです。ですから、ここらの検証がまだはっきり我々としても自信を持って進めようかという、スタートできないところの一番のネックです。ですから、これがはっきり効果がある、効果が期待できるということが我々の中で確認できたときからスタートいたします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）もう1度質問いたしますけれども、しかし、文部大臣が学校協議会の活用も検討していくと委員会で発言されているんです。だから、これは動いていく可能性は強くあるのではないかという考えを私はしているんです。そうしますと、わかった段階ですというんじゃないじゃなくて、もう調査・研究の段階といいますか、何かアクションを起

こして、だから、表面は別ですけれども、内部的には私はアクションを起こす時期が来ているのではないかと思うんですけれども、その点について教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）文部大臣は、こういう制度を使って少しでもいじめ問題等の解決に役立てば、こういう制度を積極的に導入して使ってほしいと。これを決定するのは各自治体の教育委員会でございますから、それぞれのところに合った状況で判断してもらいたいという意味であろうと。我々はそう受けとめております。ですから、今申しましたように、人事内申ができるということは、現在の校長内申なり、教育委員会の内申を束縛するような権限があるわけです。尊重しなければなりませんから。ですから、そこらをはっきり我々がそういう弊害がないと判断できたら、悪い制度じゃありませんから、スタートしたいということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後に、いじめ問題についてですけれども、2002年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などにより、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とされている児童・生徒が約6%の割合で存在するという結果といたしますか、可能性が示されております。国におきましても来年度から特別支援教育が本格的に実施されるわけですがけれども、現在、いじめに対して学校の、先ほどの答弁では明解な、何をした、どういう、研修の中身は答弁なさいませんでしたけれども、各学校でこのいじめに対してどういう角度から研修をなされたのですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）これは国・県等から流れてきた資料をベースにしてやりますものですから、非常に多いと。項目も数も多いものですから、それぞれ1つずつを説明することはできませんでしたがけれども、もし、なんでしたら、その資料はお持ちじゃないとは思いますが、事務局の方へ届けておきます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）なぜこの学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能障害の今在籍していらっしゃる子どもさんの全国平均といたしますか、述べたかといいますと、いじめの実態の中でこういう子ども、生徒・児童が対象になっている例が非常に大きいわけです。そうい

たしますと、今、専門性のある方を急ぎよ国とか県が派遣と言われても、そういう対象の先生方はいらっしゃらないわけなんですけど、先日のどなたかの議員の質問のときに、県の制度のLD等の専門家巡回相談事業をやっておりますということですが、具体的にこれはどこをどのようにこの県の事業を取り入れられたんでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）この制度につきましては、各学校とも現段階では1回以上、合計合わせて7回実施をしておりますところでございます。内容につきましては、教職員からの相談であるとか、具体的な子どもの事案にかかわっての研修という内容でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、7回、県から派遣をしていただいたということですね。それで、今までなぜこういう生徒・児童が授業でおとなしくできないのかというのが、この数年前からこういう見えない障害があるというのがわかってきたわけですけども、私は来年度から数年間は学校の教師の研修、大きいパーセントを占めてこの障害の研修を実施する必要性を感じているんですけども、その辺について実施されるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）これもいじめとかというより特別支援の感じだろうと思います。LDとかいうのは、障害者と、障害を持たない子どものちょうど間ぐらいといいますか、最近になってこういう区分けがなされるようになったところでございます。非常に対応も多岐にわたりますして、専門性を要する作業になると思います。ですから、来年4月からこの特別支援の事業が始まりますけれども、これは久留島議員のときにお話ししたと思うんですが、来年4月からやられるので、現在では各学校ともコーディネーターの選任、それから、これも個別に当たりませんから、チームをもって当たるようになりますので、委員会の設置等の準備をして備えているところです。その委員会等の中では当然子どもたちの対処方法であるとか、未来にわたってどういうふうに指導していったらいいのかというような研修は行われますので、議員がおっしゃるような研修は中で行うようになると思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ちょっと角度が違うんです。そういった生徒・児童さんがいじめの対象に

なる場合が多々あるんです。ほかの場合もあるんですけれども、報道とかいろいろ調査・研究をしていきますと、そういった特別支援教育を受けないといけない生徒・児童さんがいじめに遭う確率が高いので、そういう専門家とかチームに任せておくのではなく、全教師、全職員がそういった子どもさんの本質とといいますか、扱い方、その研修をもっと重点的にされてはどうなんでしょうかという質問なんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）いじめの対応の研修ということでしょうか。これは、いじめ問題については今のLD等々の子どもたちに限らず、すべてのいじめられておる人たちに対する研修ですから、いじめの形態はたくさんありますから、その中の1つとしてとらえております。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず、予算の執行についてということでお尋ねいたします。過去にも委員会等で、予算と執行額との差異が極力出ないようにというようなことでいろいろ要求、注意をしておりますが、今回もこのようなことが起きておるようであります。瀬野川左岸整備工事において、当初予算5,000万円、これが3,600万円で落札したと聞いております。それに至る経緯として、最初の入札といたしますか、最初のメンバーでの入札が4,230万円の不調、メンバー組みかえというふうに聞いております。そして、組みかえメンバーで行った入札が3,600万円に落札だというふうに聞いております。それが執行予算の93%の落札率であるとも聞いております。どうして当初予算が5,000万のものが3,600万円に落札率が93%になったのか、まず、その経緯の説明を求めます。

そして、予算と落札額との差異が大きいことによって、当初本町が要求するだけの竣工が得られるのかどうか。強度等その他いろいろあると思いますが、要求するものと完

成物との差異が出るのではないのか。また、予算時には3日も4日もかけていろいろ予算審議するわけでありますが、その予算審査と執行予算との差異についての意味といたしますか、どういうことでこういうふうになるのかの説明を願うものであります。

次に、風邪の予防接種についてであります。昨年までは直接病院といたしますか、医院に行けば接種が受けられたと聞いております。今年は保健センターの青い用紙ということで、それを持っていかないと3,000円の接種料を取られるということであり。保健所に行って用紙をもらって行けば1,000円で接種が受けられるということであり。いろいろ広報等でも周知はあったものと思いますが、高齢者にはなかなか理解がされていないようであり。今後もしこういうような高齢者に不便のないような配慮をするために、医師会等との横の連絡を十分にとった施策はできないものか、尋ねるものであります。

最後に、循環バスについてであります。巡回バスの速度が異常に速いのではないかと思います。私もいろいろ皆さんから聞いて、試しに巡回バスに乗ったのでありますが、旧道に至っては50キロぐらいのスピードで走っております。バスの運転手はもともと大型バスの路線バスの運転経験者ではあると聞いておりますが、多少小さな車になったからといっても、道幅に対しての車の幅も相当あります。このようなハイスピードといたしますか、50キロにも近いような速度で走るとは事故の誘発につながるものではないかと。また、そのような時間設定を本町も一緒にやるということは、事故その他の場合に町にも道義的責任があるのではないかと、このようにも考えます。今後このようなことがないようにするためには、バスの巡回ルート、あるいはその他いろいろ検討する必要があるんじゃないかと。ここでは書いておりませんが、検討委員会等の意見をもっと聞くべきではないかと、このように思います。以上であります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

まず、予算の執行についての質問ですが、ご質問の入札は瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事に係るものでございます。下水道課が予算の範囲内で作成した設計書に基づき、海田町建設工事入札執行規程に則り、予定価格及び最低制限価格を設定し、8月31日に入札を行いました。いずれの業者も予定価格を超える金額で入札したため、不調となりましたので、海田町建設工事入札執行規程に基づき、直ちに業者の指名がえをおこないません。9月11日に前回と同じ予定価格及び最低制限価格で入札した結果、予定価

格と最低制限価格の範囲内となる金額での入札がありましたので、そのうちの最低金額で入札をした業者を落札者として決定したものでございます。

次に、本件は、5,000万円の予算で実施設計書を作成し、1,400掛ける1,400のボックスカルバートを約69メートル布設するものとして入札を行い、3,600万円で落札され、3,780万円で請負契約を締結したものでございます。また、この金額で要求したものができるのかとの質問でございますが、本町は品質の確保、労働災害の防止、疎漏工事の防止等の観点から最低制限価格を設けており、その範囲内での落札でございますので、本町が要求するものはできると判断しております。

予防接種についての質問でございますが、これまでは町と医療機関とで個別に委託契約を締結し、予防接種を受けることとしておりましたが、医療機関との契約に日数を要し、希望される日に接種ができないなどの不便がありました。このため、本年度から県医師会及び国保連と契約を行い、予防接種券を持参すれば、県内の医療機関でいつでも、どこでも接種できるよう、予防接種の広域化を図ったところでございます。しかしながら、町内の医療機関には事前に予防接種券を配布していることから不要なものの、町外の医療機関で予防接種を受けられる方に対しては保健センターで予防接種券を受け取らなければならないなどの不便さも生ずることになりました。こうしたことから、ご指摘のように、一部の高齢者の方に対し配慮を欠く結果となりましたので、海田町近隣の医療機関にも事前に予防接種券を配布するなど、改善をしてみたいと考えております。

町内循環コミュニティバスの件についてでございますが、バスの時間設定の基本的な考え方について芸陽バス株式会社に確認したところ、旅客自動車運送事業運輸規則により、各停留所に掲示した発車時刻前の発車、いわゆる早発が禁止されているため、渋滞や信号待ちなどの影響は考慮せず、交通が円滑に流れた場合の所要時間に基づき、ダイヤを設定しているとのことでございます。現在のダイヤはこの基本的な考え方を踏まえ、運行主体である芸陽バス株式会社が長年の実績や経験に基づいて設定したものであり、問題はないと考えております。また、循環バスを運行するに当たっては安全性を第一に考え、専門のバス事業者である芸陽バス株式会社に運行をお任せしております。なお、万一交通事故が発生し、第三者に損害を与えた場合でも、芸陽バス株式会社との間で交わした協定では、芸陽バス株式会社が一切の責任において解決し、損害賠償を行うこととなっております。本町としては、今後とも事故等が起こらないよう、芸陽バスに対し、引続き安全運転について強く働きかけをしたいと考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）再質問を行います。まず、今の予算の執行ということではありますが、当初予算、町長がおっしゃるように5,000万ということではありますが、思ったより安くできるということになれば、いわゆる東公民館の浸水対策解消ということも考えるとき、現時点から東公民館ぐらいまではまだ1キロ以上ぐらいの距離があるわけですね。せっかく認めた予算でありますので、いち早くその工事を完成さすというか、進行さす意味から、残りの予算でいきますと、まだ四、五十メートルぐらいが施工できる。それは別として、少なくとも何がしかのメートル延長ができるわけなんですね。残して、その予算がどうなるのか。財調に持っていくのか、どういうふうにされるのかは知りませんが、どうもただ単に予算を残しただけというふうには私は理解しておるんですが、なぜ一日も早いそういう浸水対策を講じないのかというようなことで、予算についてのことので1つ尋ねてみます。

風邪についてはそういうことで、医師会と相談されたということですから、今後このようなことがあるとすれば、先ほども言いましたように、高齢者は多少の町内放送、あるいは広報等では非常に理解はしにくいと思います。我々もそういうところもあるかもわかりませんが、そのためには、例えばいろんなことですが、これには限りませんが、町内放送でも1回だけというんじゃなくして、物によっては3回ぐらい、3日間ぐらい続けて、そういうようなやり方とか、あるいは広報、別の方法があれば、そういう手段で周知徹底される、これは要望でもいいんですけども、その辺の考えがあれば、お聞かせ願いたい。

そして、巡回バスですけれども、安全には十分留意しておる、安全第一でやっておるんだということですが、非常にあのバスの速度、町長は乗ってみられたかどうかは知らんですが、後ろの方に乗れば比較的視線の位置が、角度が違うので、幾らか楽かもわからんですが、少なくとも乗り口から前の方に乗るときにはかなり危険な状態といたしますか、危険を感じる場合が相当あります。私も試しに乗って見たんですが、わからずに町民からの苦情だけを聞いてここで偉そうに言うておってもわかりませんので、実際に運転手の横のあたりに乗ったらどうかと思うわけですが。

そういうことで、これは私の方でここではNさんということで、仮称ということでお尋ねしますが、役場の方にも何回か直接電話をされたということですから、担当課はそれなりに、Nさんということになれば覚えがあるかもわかりませんが、こういう方から

このような投書をいただいております。幾つか言いますので、メモをとりながら聞いてもらいたいと思います。検討委員会の委員は7名。7名で全町の町民の要望が聞けるのかどうか、こういうことがまず1つであります。そして、あわせて検討委員会の、ここでは議事録となっておりますが、議事録でも会議録でもいいんですけども、そういうものをインターネット等で見せていただくと、審議委員会の委員さんの個人周辺の住民の声を代弁するような発言が非常に多いんだと。審議委員さんは近所の人々の利害のためにやっているのか、どうなのかということでもあります。町民を代表する審議委員が、自分の周辺の人がかうだから、これでどうなんだろうかと。こういうことでは審議委員会の役はなさんのではないかと、こういうことでもあります。その辺について町長はどういうふうに考えておられますか。

さらに、アンケートの回収率は8%ということを書いておるんですが、アンケートについては、同じ人が何度も乗車して回答するのであったら、パーセンテージもその程度、七、八%のものであろうし、同じ人が10回、20回アンケートを投書したとしても何の意味もないのではないかと、こういうことでもあります。バスを全く利用できない人たちの声をどのように把握したか、このようなことです。

さらに、総合公園はイベント等があるときには随分の人が利用されますが、平生はそれだけ利用されるのかどうかということで、巡回バスの一部はそういうことで非常にコース的には難しいと思いますが、それなりのコースといたしますか、いろいろコース設定をしてはどうかと。何も空のバスを総合公園までたびたび走らす必要はないんじゃないかと、こういうことでもあります。先日も、先月25日じゃったですか、たまたま私が、旧道を走る便がありましたら、朝8時40分ぐらいですが、路線バスが私の前を走っております。私の後ろに1台乗用車を挟んで、その後ろにいわゆる巡回バスがおったわけですが、路線バスに乗る人はだれもおらないんですね。すぐ2台後ろには巡回バスが見えるので、皆さんその方にお乗りなんです。それがどういう意味で何が言いたいかということ、そういうことが芸陽バスの、いわゆる路線バスのコストアップにつながっておるんじゃないか。もうちょっとわかり安く言うと、そのことが巡回バスの料金設定といたしますか、巡回バスの請負単価の設定になっておるんじゃないか、こういうことなんです。要するに、路線バスで赤字が出るから、そのものの補てんをするために巡回バスの料金を高くしておるんじゃないか、こういうようなことも考えます。これについてどう思うか。

それから、まとめて最後の質問であります、いろんなことを考えると、町内で利用

できない地区が随分多くあります。利用できるところは逆に路線バスのところとかそういうことで、例えばバイパス、新道のあたりの人たちはまずバスを利用することがありません。こういうことです。そういう税金の公平さということから考えると、1便200円でもいいんじゃないか、こういうような言い方もされております。特定の人だけが恩恵を受けて、ほとんどの町民が恩恵を受けられないような巡回バスは必要ないんじゃないか、こういうような言い方をされております。これについてどうなんだろうかということで、あわせて海田市駅に待機するタクシーは、夜遅くても乗車される方も少ない場合もあります。ここらと何かをやる考えはないか。以上のようなことが投書として来ております。これについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）1点目の下水道工事の関係ですけれども、予算から言いますと、請負額の関係上、残事業が約1,200万ございます。このものにつきましては、議員ご指摘のように、前倒し事業として、この年度にある程度予算消化のところまでやっていきたい、はっきり言えば、設計変更を行って事業を進めていきたいということでございます。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）今の循環バスについてのご質問でございますが、これは町民のある方のお電話でお問い合わせをいただきました。それに対して懇切丁寧に1時間ぐらい回答させていただいております。それでもなおかつ納得されずに、このようなメールを町にいただいたものでございます。したがって、これは議員がおっしゃいました各項目についてはすべて誠意を持って回答しております。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）住民に対する周知でございますけれども、広報等を使って住民の方に十分周知していただくよう、また努力していきたいと考えております。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時20分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第67号議案、広島県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第67号議案、広島県後期高齢者医療広域連合の設立について。平成20年4月から創設される後期高齢医療制度の事務を広域的に処理するため、規約を定め、県内すべての市町で組織する広島県後期高齢者医療広域連合を設立するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第67号議案、広島県後期高齢者医療広域連合の設立についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。あわせて、資料1「後期高齢者医療制度の創設について」をお願いいたします。

まず、議案書の広島県後期高齢者医療広域連合の設立につきましては、地方自治法の規定により、平成19年2月1日から海田町ほか広島県内22市町の後期高齢者医療に関する事務の一部を広域にわたり処理するため、規約を定め、広域連合を設立するものでございます。

次に、制度の概要等につきまして、資料1の「後期高齢者医療制度の創設について」により説明をいたします。この制度は、平成18年2月10日に通常国会に提出され、6月14日に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、現在、老人保健制度で医療を受けている75歳以上の高齢者等について、平成20年度から新たな独立した医療制度により、都道府県ごとに全市町村が構成団体となる広域連合により医療事務を処理するものでございます。

次に、2の「老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較」についてでございますが、区分1から8までの現行老人保健法に対する改正後について簡単にご説明しますと、区分1の「根拠法令」は、老人保健法が廃止になり、高齢者の医療の確保に関する法律（平成20年4月施行）となります。次に、区分2の「運営」は、広島県内23市町を構成団体とする広域連合が運営主体となります。次に、区分3の「被保険者」は広島県内全域が対象となります。次に、区分4の「負担割合」、これは運営のための財源ということでございますが、現行との違いは、被保険者一人ひとりが保険料を納付されることとなります。この割合が1割、これに伴い、現役世代からの支援が現行5割から4割、公費は現行と同じ5割となります。次に、区分5の「一部負担金」、これは被保険者が医療を受けられたときに支払われる自己負担ですが、これは現行どおり1割、3割となり

ます。次に、区分6から区分8までの保険料に関するものについては、現行の該当なしに対し、「保険料」は広島県全域23市町が基本的に均一の額となり、「保険料軽減措置」は国民健康保険と同様に、所得に応じ、7割、5割、2割の軽減、また、現行の国保等各医療制度で保険料の負担がなかった方は2年間を半額とする軽減措置がとられます。「保険料徴収方法」につきましては、介護保険同様に、表のとおり、年金からの特別徴収の納付と、納付書による普通徴収となります。

続きまして、2ページをお願いします。3の「広域連合設立等における各市町のスケジュール」でございますが、まず、この12月議会に広域連合の設立及び現在設立に向けて準備を進めております準備委員会等に係る費用の分賦金の補正予算を提出させていただいております。次に、年が明けて19年1月、規約の決定と、県知事へ広域連合設置の許可申請を23市町の長の連名で行います。続いて2月に、構成団体23市町の首長の中から広域連合長を首長による選挙で選出いたします。続いて、3月議会において19年度の広域連合運営に係る分賦金の当初予算を提出させていただき、また、広域連合議員として海田町議会議員の中から1名の選出をお願いすることとしています。

次に、議案書の3ページに戻りまして、広島県後期高齢者医療広域連合規約について、これまでと内容が重複する部分があると思いますが、主なものについてご説明いたします。まず、1条の「広域連合の名称」は広島県後期高齢者医療広域連合。第2条の「組織する地方公共団体」は広島県内23市町。第4条の「広域連合の処理する事務」は、(1)から(5)にありますように、被保険者の資格及び財政等管理事務を処理するものでございます。次に、一番下の第7条「議会の組織」は定員が28名で、高齢者人口の割合に応じて広島市が4名、福山市と呉市が2名、その他20の市町が各1名を各市町議会から選出することとしております。次に、第11条の「執行機関の組織」は、広域連合長を23市町の首長の中から選挙で選出、副広域連合長5名を連合長が広域連合議会の同意を得て選任いたします。次に、5ページの下にあります17条「経費の支弁の方法」は、(1)の「市町の負担金」から(4)の「その他の収入」となっておりますが、そのうち(1)の「市町の負担金」につきましては、7ページの中ほどの別表第3(第17条関係)にあります区分の中の「共通経費」は、広域連合を構成する関係市町等からの派遣職員の人件費や事務費に当たる費用で、均等割として10%を23市町で頭割り、50%を高齢者人口、40%を人口の割合で負担するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(原田)以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど説明をいただきましたが、資料1で改正後の1割負担の中に現役並3割というのがありますが、これは具体的にはどうなっていくのか。私を知る範囲では、国保の医療のそれに該当すると、ひとり暮らしは380万円、夫婦で520万円以上がその3割に当たるのかどうか、これがまず1点。

2つ目には、広域連合の医療制度の中で、お年寄りが増大して医療費がかさむ等によって自動的に値上げになるのではないかと、こういうおそれがあるが、これはどうなのか。

3つ目には、先ほど減額措置という説明を受けましたが、中には大幅に減る人もおるだろうし、しかし、該当者の中には大幅に負担をする人も出てくると思うんです。そうした場合の激変緩和、この措置はどうなっていくのか。

4つめには、広域連合の医療と現役の保険医療、これは医療機関によっていろいろ差が出てくる、また、差をつけようとする、こういう動きが私は懸念されるわけです。そのことによって医療が差別を受ける、こういう事態が発生する可能性が大というように思うんですが、この辺はどのようになっていくのか、お尋ねします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）1点目の3割負担は、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、現役並の所得として、同一世帯で課税所得が150万円以上の所得のある方で、単身世帯の場合が383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上ということになっております。

2点目の医療費の料の値上げということですが、これはまさに医療費がかさむということで、対象者の後期高齢者を構成されておる皆さんでここの部分を負担していただくということで、そういうこともあり得るということでございます。

3点目の激変緩和につきましては、今まで国保等により保険料を負担されていなかった方たちにつきましては、2年間を2分の1の料として賦課をするということになっております。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）4点目の現役世代と高齢者世帯の医療での差が出るということのご質問でございますけれども、今回、国におきましては、75歳以上の方につきましては、もう既にそういうような現役として働いている実態が少ないこと、また、医療における治療関係が中心が増えてくるという状況からも、こういう医療制度を設けまして、医療を受ける方については当然受けられるような仕組みになっておりますので、この制

度を設けることに伴って差が出るということは現段階では想定されないと聞いております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）問題なのは先ほど最後の答弁があったところなんですね。私がずっと調べていく中で、やっぱり最後のねらいはそこなんですね。お医者さんに患者が医療の抑制をさすような仕組みをするのが1つのねらい。もう一つは、例えば注射1本1,000円か、1,000円は多分100点に計算するんだと思うけれども、現役の労働者については100点をつけるが、今の75歳以上の後期の高齢者については70点とか80点とかという、そういう点数の評価で、お医者さんがもうけないような仕組み。そうすると、なかなか、医療費を上げてもらうのか、それとも治療を下げるのかということが出てくる、私はそれが今一番心配だというように思うんです。もちろん掛け金の問題も出てくるんですが、最後に行き着くところはそこだろうと思うんです。俗に言ううば捨て山という、そういう制度がなされて企業の負担も少なくしていくというのがその制度だという、そこが私は一番懸念するところなんですが、その点は、もう1遍お尋ねしますが、どうですか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆる今回の平成20年に向かっていく医療制度改革の中の診療報酬体系の改革の部分かと思えますけれども、これにつきましては現段階でその詳しい状況関係は入っておりませんが、医療全体としていわゆる医療給付の見直し、医療病床の改革、それから、先ほどありました診療報酬体系の見直し、今回の医療制度自体の見直し、これに基づきまして、全体的な医療費が上がっていく中でも、こういう4つの改革をすることによって若干なりとも医療費を減らしていこうというのが国の考えだろうというように聞いております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。  
佐中議員。

○15番（佐中）広島県後期高齢者医療広域連合の設立について。これは法により規約を定め、広島県後期高齢者医療広域連合を設立する、こういう議案に反対討論を行います。

まず、6月の国会で自民・公明が強行成立させた医療改悪法に基づき、2008年4月から75歳以上の高齢者を対象にした新たな医療保険制度、これが後期高齢者医療制度であります。運営主体は新たにつくられる広域連合で、都道府県単位で全市区町村が加入するという仕組みですが、多くの問題があります。

まず、後期高齢者医療制度、75歳以上の高齢者が現在加入している国民健康保険や組合健保などを脱退させられ、後期高齢者だけの独立した保険が創設されることとなります。保険料徴収は市町村が実施、財政運営は都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が行おうとされております。それと同時に、保険料は75歳以上すべての高齢者を対象に年金からの天引きで徴収するとしております。一部で減免措置をとりますが、今まで75歳以上には適用してこなかった滞納者に対する保険証の取り上げ、あるいはペナルティーも実施するため、高齢者から容赦なく取り立てる制度とされております。すべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されます。保険料は高齢者数の増大に応じて自動的に値上げされます。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期証や資格証明書が発生することになります。また、後期高齢者は診療報酬も他世代と別建てにされます。後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に、診療報酬を引き下げたり、あるいは手抜き医療になる危険性があります。

厚生労働省は9月中に全都道府県で広域連合設立に向けた準備委員会の設置を完了するように求めました。さらに、広域連合設立規約を各市町村で12月議会で決議し、07年2月までに都道府県の許可を得て広域連合を発足させる仕組みです。広域連合は独自の議会を設置し、保険料などの条例を定めます。議員選出方法は、制度上は住民の直接選挙も可能です。しかし、現実には無理で、実際は市町村議会などで間接選挙になると想定しております。現に規約はそうっております。このため、広域連合議会の構成は、首長、助役、市町村議会の議長などで占められ、住民が運営に参加できる仕組みは困難になっております。住民との関係が遠くなる一方、国には助言の名をかりた介入や、財政調整交付金を使った誘導など、大きな指導権限を与えております。このままでは広域連合が国言いなりの保険料取り立て、給付抑制の出先機関になるおそれがあります。もともと広域連合というのは廃棄物問題など広域的に処理されることが適当な事務を複数の市町村で行うとして、1994年の地方自治法改正で導入された制度であります。総務省によれば、介護保険、ごみ処理、汚水処理、消防などを行う広域連合は34都道府県に82連合でつくられております。本来、広域連合は市区町村から自発的に発議するものです。

これまでの広域連合は市区町村の判断で脱退もできました。ところが、新しい広島県後期高齢者医療制度は従来の広域連合と違い、法律によって市区町村に広域連合加盟を義務づけました。高齢者に保険料値上げや差別医療を押しつけるための内容やスケジュールを一方的に決めて、脱退も認めないというのは、地方自治の建前にも反する問題であります。

もう一つは、この後期高齢者医療制度は、現役世代と後期高齢者は診療報酬も別建てとなり、後期高齢者の治療や入院の報酬引き下げ、医療内容を切り詰める高齢者差別医療が公然と行えるようになります。このことは社会保障審議会の特別部会で、75歳以上の診療報酬を定額制として医療に制限を設ける方法で検討しております。

もう一つの問題は、これまで財界は、現役世代と高齢者が同じ医療保険に加入し、各保険者が労使折半の拠出金を出し合って高齢者医療を支える現行の制度に異議を唱え、高齢者医療を現役世代の保険から分離せよとたびたび要求しておりました。さらに、財界は支援金の企業負担をなくして労働者負担のみとし、公費には消費税を充てよと要求しております。このことは、大企業の拠出のない高齢者医療制度をつくる第一歩となります。現役世代の医療費に使われる一般保険料と、高齢者医療支援に使われる特定保険料に分けられ、給与明細にも明示されることになり、現役世代と高齢者の分断をねらう手法が貫かれております。

以上の点、反対討論を申し上げ、意思表示を終わります。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第67号議案、広島県後期高齢者医療広域連合の設立について、賛成の立場から討論を行います。

今回の賛成討論をするには本当に心が痛みます。介護保険料が年金から徴収され、このたびまたこの医療制度が創設されますと年金から徴収されるわけですから、年金生活者にとってこれほど痛みのある改革はございません。しかし、日本は世界にまれに見る少子・高齢化社会を迎えております。現行でいきますと75歳の方以上で一部負担を除くわけですが、今回の制度では75歳の方から保険料を1割負担していただこうと。この1割は、少子化が進んでおきまして、働き手がいなくなれば、今の働く現役世代の負担をどこまでも大きくせざるを得なくなります。そうすると、若者が、働く世代の方が意欲を持って働くことができない世の中になってしまいます。今の年金制度はある程度、掛けた年金はいただけるという制度になっております。また、毎年、現行でいきま

すと一般会計から老人保健の拠出金額は年々数千万ずつ上がっております。この一般会計を圧迫しているある程度の歯どめは必要でありますし、年金をいただいている方からは、やはり医療を受けられたら医療費の一部は負担をしていただくという制度ですので、これは高齢者の医療の確保に関する法律が根拠となっておりますので、賛成をいたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。西田議員。賛成討論ですか。どうぞ。

○4番（西田）それでは、広島県後期高齢者医療広域連合の設立に関して賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、老人保健法から高齢者の医療保険に関する法律の改正であって、それが第1点。第2点目は、この法律は基本的には今後医療費が膨らむ中で医療費を確保するということが基本にあるということと、第3点目としましては、広域連合に基づいて効率的な事務処理をすることにより費用の軽減を図っている点を評価し、賛成の立場で討論を終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第67号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第67号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第67号議案は原案のとおりこれを決します。  
~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第68号議案、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第68号議案、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合同規約の変更について。広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体に広島県後期高齢者医療広域連合が平成19年2月1日から加入することに伴い、組合同規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、第68号議案、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方

公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。議案書8ページと、あわせて資料2の「広島県市町公務災害補償組合規約新旧対照表」をお開きください。今回の組合規約の変更につきましては、組合を組織する地方公共団体の数に新たに広島県後期高齢者医療広域連合が加入することにより、資料2の「新旧対照表」の第2条のとおり、「一部事務組合」の後ろに「広域連合」を加えるものでございます。また、下段の別表についても、組合を組織する地方公共団体に新たに「広島県後期高齢者医療広域連合」を加えるものでございます。また、第3条第1項の変更につきましては、消防組織法等の一部改正により、引用条項を整理するものでございます。第3条第2項につきましては、共同処理する事務に新たに「広域連合」を加えるというものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第68号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第68号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおりこれを決します。  
~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第69号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第69号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田総合公園の指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。指定の相手方は興園園芸株式会社でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）それでは、第69号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。公の施設の名称は

海田総合公園です。指定の相手方は広島市安佐北区亀山7丁目9番45号、興国園芸株式会社代表取締役、林紘太郎。指定の期間ですが、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間といたします。

恐れ入りますが、続きましては資料3で説明いたします。資料3の「海田総合公園に係る指定管理者候補者の選定について」をお出してください。

まず、1つ目の「募集の概要」ですが、10月5日木曜日から10月20日金曜日の間、申請書の受け付けをいたしました。4団体から申請がありました。申請者は安芸管理サービス、海田町シルバー人材センター、カジオカエルエイ、興国園芸でございます。

2番の「審査の概要と結果」ですが、海田総合公園指定管理者候補者選定委員会を設置し、審査いたしました。委員構成は、町職員4名、税理士1名、利用者代表として1名、計6名でございます。選定に当たっては、提出されました書類の審査を行うとともに、申請者から説明を受け、各委員が採点を行い、評価項目ごとの平均点を算出し、合計した点数が最も高いものを指定管理者候補者として選定いたしました。選定委員会の開催状況ですが、第1回目を11月9日に行いました。各申請者から提出されました資料につきましては、1週間前に各委員に配付しておりましたので、概略を説明した後に申請者各1社ごとに説明を受け、質疑を行いました。11月15日に2回目の選定委員会を開催いたしました。1回目のプレゼンテーション、事業説明ですけれども、これを参考に再度提案書を確認、審査していただき、採点表を提出していただきました。集計を行い、候補者を選定いたしましたものでございます。審査の結果、指定管理者候補者として興国園芸株式会社を選定いたしました。施設の有効活用に35点、申請者の管理能力に35点、管理経費の削減に30点の配点で評価を行い、それぞれの評価項目において興国園芸が高得点でございました。管理経費上限額を6,570万円を設定しておりましたが、各申請者からの提案額は、興国園芸が5,383万、A社が5,770万、B社が5,544万、C社が5,933万2,000円でございます。町といたしましては管理経費の削減を4年間で1,100万円、1年間で平均しますと275万円を見込んでおりましたが、選定の結果、4年間で2,287万円、1年間で平均571万7,000円の削減が図れるものでございます。ただし、50万円を超える修繕料、備品購入、公用車の保険料、車検費用、建物災害保険料は町の予算として組む予定でございます。また、現在、自治会などの利用や体育協会の大会など、公園などによりまして町の減免基準に基づき使用料を免除しておりますけれども、この減免分につきましては別途町が予算化し、負担するというようにしております。

指定期間は19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間でございますが、興国園芸の提案について主なものをご紹介します。管理棟に意見箱を設置する。隔週で担当者会議、これは管理者の中の担当者会議ということですが、会議を開催する。毎月、利用者満足度向上会議を町と合同で開催する。災害時等の緊急時には即日災害対策会議を設置できる体制づくりをする。電話やインターネットによる利用受け付け及びホームページ上での利用予定スケジュールの開示を検討する。入場者数毎年3%アップを目標に、その利用促進について検討を図っていく。それから、自主事業として造園・緑化・ビオトープ等の計画、その他ボランティアにやるスポーツ指導やレクリエーション指導についても検討するということが挙げられております。

続きまして、興国園芸株式会社の概要でございますけれども、設立は昭和26年6月29日。所在地は広島市安佐北区亀山7丁目9番45号。資本金は4,700万円。主たる業務内容は、緑化、造園工事の設計・施工・管理、山林の調査・伐採・管理、公園施設の管理運営でございます。業績といたしまして最近の売上高を記載しております。備考欄に記載しておりますけれども、本年度から22年3月31日までの間4年間、広島市の可部運動公園の指定管理を受託されております。

以上、簡単でございますが、海田総合公園の指定管理者候補者の選定について説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料3の審査結果なんですけど、今のご報告ではこの業者さんが行われる事業メニューを説明して下さったんですけども、施設の有効利用が、満点になることはちょっとあれなんですけれども、満点で35点のうち27点。申請者の管理能力は35点の28.7。他社に比べましたらすべてが高い審査結果なんですけれども、この施設の有効利用の8点マイナス、申請者の管理能力6.3のマイナス、それは各審査委員のこういった意見がこのマイナス要因となったんでしょうか。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）今の管理能力の中のそれぞれの項目がかなり分かれていますので、それを優・良・可等で審査委員さんがそれぞれ点数をつけていますけれども、満点が5点としましたら、それを4点とつけるか、4.5点とつけるかによりまして、その集計が、最終的には項目が7項目に分かれていますので、その1点ずつが重

なればそういう少しの差になるということはあると思います。意味はわかるでしょうか。5点満点の場合もあるし、4点の場合もあるということで、その平均点をとった場合に若干足し算で差が出てくるということになっております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ですから、この審査結果を受けて、点数で5点満点の1点までで集計すると27点、28.7、30点という結果なんですけれども、その後、業者さんと話し合われたときにそのマイナス要因をお聞きになったかどうかということです。

○議長（原田）業者の方から説明を求めたかということです。

○9番（西山）ごめんなさい、審査した委員さんから。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）まず、点数をつけるに当たりまして委員さん相互がやはりお悩みになりましたのは、それはあくまで書類審査になりますので、満点5点をつけるのか、4.5とつけるのかというところが大変悩ましいところであったという問題点がございます。ですから、0.5点がマイナス点であるということではなくて、要は満点の評価がなかなかつけにくいという点がまずあります。ですから、5点満点で、5点とつけるのか、4点とつけるのかというところの、よいというふうにつけるわけですけれども、それが若干差が出ているというだけの話だろうと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。桑原議員。

○6番（桑原）2ページの町管理経費の上限額6,570万円、それと興国園芸提案の指定管理料、要するに提案額ですね、5,383万、その差額が1,187万と出ています。この額についてどのように考えておられますか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）私どもが設定いたしました金額というのは、この程度でしたらできるだろうということで設定をしたわけですが、民間のそういった業者の方は経営努力によって、まだなおかつそういう人件費あたりを努力すればこの額でできるということでご提案いただいたというふうに理解しております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）なぜそういう質問をしたかといいますと、実質経費削減額が2,287万円です。571万7,000円、年平均なっているわけです。確かに節減ができていいんですけれども、業界の方から見れば、私は町管理経費の6,570万というのは町の損益分岐点的なも

のだと思うんです。片方で、興国園芸が言っている5,300万というのは、それでそれなりの企業のサイドの損益分岐点だと私は思っているわけです。だから、それだけの差額があって、企業努力によって利益が出るんじゃないかというように思っているんです。そのようには考えられませんか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）そんなに大きな利益は出ないのではないかとこのように考えております。恐らくそれは今後努力されて、そういう民間企業ですから、当然利益が上がるようには努力はされると思いますけれども、今回提案いただいた額についてはそんなに大幅な利益は見込んでおられないというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。三宅議員。

○2番（三宅）最後にもう1度確認の意味を込めて。経費の方ですけれども、要は今年といたしますか、町の方でやって管理費が2,800万、人件費が1,400万で、約4,200万かかっているものを興国園芸の方で、年に直して委託料で約1,300万、それから施設使用料関係で約1,000万、これは徐々に伸びてきているんですけれども。それから、駐車場もまだ1年を通しての実績は出ていないんですけれども、約1,000万として、今、町でやって4,200万円かかっているところを、興国園芸のこれからの収入は1,300万、1,000万、1,000万で、3,300万でやるということになると思うんです。それで、かなりの始末、削減になるんですけれども、やる方としてはかなり、園芸が中心、専門と言いながら、低価格でやるということで、やってみなきゃわからないという感じもあると思うので、4年間の契約ですから、契約した以上は4年間とにかく通してやるということになるんですけれども、例えば興国園芸の方で1年ないしやってみて、手元が大幅にくるった、これはちょっとギブアップだというようなことがもし生じても4年間ずっと続けてやるということなのかどうか。その辺も契約書の中であると思うんです。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）今回提案いただいておりますのは、4年間この金額でやればやれるという提案額を興国園芸からお出しいただいているということで理解をしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、この仕様書の中に年間の保守点検とかいろいろあるんですけれども、それから、公園ですから、植栽なんかの刈り込みのスケジュールも入っているんで

すけれども、今、町がやっているスケジュールというか、回数とか、植栽の刈り込みとか除草とか草刈りとか、そういうのはほぼ同じようにやってもらえるということですね。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この仕様書につきましては、これまで直営でやっております実績に基づいた仕様でお願いしておりますので、そのように理解していただいて結構だと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第69号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第69号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩いたします。再開は15時20分。

~~~~~○~~~~~

午後3時06分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第5、第70号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第70号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算について。平成18年度海田町一般会計補正予算（第3号）は、町道10号線歩道改修事業などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,760万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,320万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（白井）それでは、第70号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算（第3

号)につまましてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につまましては、お手元にお配りしております資料4の「平成18年度補正予算説明書」に従いまして歳出からご説明いたします。

それでは、4ページをお開きください。4ページから10ページにかけて職員手当等共済費の増額補正を行っておりますが、一括して増額の理由を説明させていただきます。職員手当等につまましては、町制施行50周年記念事業及び電算移行事務等による時間外勤務の増加や、昇格・昇給に伴う管理職手当や期末勤勉手当の額の増加などの理由による増額、共済費につまましては負担率の改正が行われたことなどに伴う増額でございます。

それでは、それ以外の費目につまましてご説明いたします。まず、議会費の議会運営事業につまましては、議員1名の欠員により、報酬、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金を合わせて445万9,000円を減額するものでございます。

次に、徴税費の賦課徴収費の役務費につまましては、コンビニ収納代行手数料につままして、取り扱い件数が当初見込みを大幅に上回る状況でございますので、不足見込み額7万4,000円を増額するものでございます。

5ページに移りまして、選挙費の広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙費につまましては、調整委員の死亡による欠員補充のため、12月27日に補欠選挙が実施されることに伴う経費として、報酬37万7,000円、職員手当等46万2,000円、需用費7万7,000円及び役務費1万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。社会福祉費の人権啓発費の委託料につまましては、男女共同参画基本計画策定業務委託料の入札執行残86万1,000円を減額するものでございます。次に、老人福祉費の償還金利子及び割引料につまましては、平成17年度社会福祉法人等サービス利用者負担額減額事業費補助金の金額の確定に伴う返還金127万7,000円を増額するものでございます。また、繰出金につまましては、介護保険特別会計における保険給付費が減額となる見込みですので、一般会計の法定負担分につまましても減額となりますので、介護保険特別会計への繰出金1,587万7,000円を減額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の委託料及び負担金補助及び交付金につまましては、今年10月からの障害者自立支援法による制度改正により進行性筋萎縮症者措置事業が心身障害者支援費事業の介護給付費となったため、委託料246万5,000円を減額し、同額を負担金補助及び交付金に組み替えたものでございます。また、償還金利子及

び割引料につきましては、平成17年度分の身体障害者保護費負担金、在宅福祉事業費補助金、知的障害者施設支援費負担金について、それぞれの平成17年度の実績に基づく返還金419万3,000円を増額するものでございます。7ページに移りまして、福祉医療費の負担金補助及び交付金につきましては、第67号議案でご審議いただきましたが、広島県後期高齢者医療広域連合の今年度分負担金として87万7,000円を増額するものでございます。また、償還金利子及び割引料につきましては、平成17年度福祉医療費補助金の金額の確定による返還金84万7,000円を増額するものでございます。次に、国民健康保険事務費の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計における出産育児一時金の引き上げ等の理由による出産育児諸費の増額に伴う一般会計の負担分として140万円を増額するものでございます。

次に、児童福祉総務費の需用費及び役務費につきましては、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、地域が一体となって子育て家庭を応援する事業として新たに来年4月1日からスタートさせる子育てパスポート事業の事前準備経費として需用費32万2,000円、役務費16万2,000円を増額するものでございます。次に、児童措置費の償還金利子及び割引料につきましては、平成17年度児童手当負担金の額の確定による返還金7万6,000円を増額するものでございます。

8ページをお開きください。母子保健費の需用費につきましては、子育てを母親任せではなく父親も育児に参加しようという意識づけを行うきっかけづくりにする目的で、新規に配付する父子健康手帳の購入費として6万4,000円を増額するものでございます。

9ページに移りまして、道路新設改良費の工事請負費につきましては、町道10号線歩道改修工事に係る事業費1,800万円を増額するものでございます。なお、この事業は18年度と19年度の2カ年事業でございまして、後ほど議案で説明いたしますが、来年度分の債務負担行為につきましてもあわせて計上させていただいております。

次に、公園費でございますが、10ページの公民館費とも関連いたしますが、10月1日付の人事異動で総合公園から海田東公民館に職員1名が配置がえとなったことに伴う人件費及び欠員補充の臨時職員賃金等として給料152万2,000円、職員手当等68万6,000円及び共済費21万2,000円のそれぞれの減額と、賃金96万8,000円を増額するものでございます。

10ページをお開きください。公民館費でございますが、ただいま説明しました人事異動に伴い、給料152万2,000円、職員手当等69万7,000円及び共済費32万7,000円をそれぞれ

れ増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。町税の固定資産税の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、国の機関や県から交付されます固定資産税相当額に当たる交付金の今年度分の額が決定いたしましたので、当初予算額との差額167万7,000円を増額するものでございます。また、日本郵政公社有資産所在市町村納付金につきましても今年度分の納付額が決定いたしましたので、予算額との差額16万8,000円を減額するものでございます。

次に、地方特例交付金につきましては、恒久的な減税に伴う地方税の減収に対する地方財源対策及び平成18年度の児童手当の制度拡充に伴う地方財政措置として交付されるものでございますが、額の確定に伴い2,495万6,000円を増額するものでございます。

次に、地方交付税につきましては、今年度の普通交付税の交付額が決定いたしましたので、当初予算計上額との差額2億662万4,000円を増額するものでございます。

2ページをお開きください。分担金及び負担金の民生費負担金の障害者福祉費負担金につきましては、歳出でも説明いたしましたが、障害者自立支援法による制度改正により、これまで町に納付してもらっていた進行性筋萎縮症者措置費個人負担金を10月から直接医療機関に支払ってもらうこととなりましたので、35万6,000円を減額するものでございます。

国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の被用者児童手当負担金から被用者小学校修了前特例給付負担金までの補正額につきましては、負担金額の確定による追加交付分として被用者児童手当負担金13万円、非被用者児童手当負担金1万6,000円、特例給付負担金4万5,000円及び被用者小学校修了前特例給付負担金17万6,000円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、国庫補助金の土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金につきましては、町道10号線歩道改修事業に係る防衛施設周辺施設対策事業補助金でございまして、補助率は75%で、1,168万1,000円を増額するものでございます。

3ページに移りまして、県支出金の県委託金の総務費委託金の選挙費委託金につきましては、歳出でも説明いたしました広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る経費の委託金として92万7,000円を増額するものでございます。

繰入金金の基金繰入金金の財政調整基金繰入金金につきましては、財源調整に伴い2億1,622万8,000円を減額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、交通事故に伴う財団法人全国自治協会から保険金として12万4,000円を増額するものです。

次に、町債の減税補てん債につきましては、恒久減税に伴う減収分を補てんする起債であります。額の確定に伴い410万円を減額するものでございます。臨時財政対策債につきましても、額の確定に伴い790万円を減額するものでございます。

次に、議案についてご説明します。70号議案の方をお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,320万6,000円とするものでございます。また、あわせて債務負担行為等、地方債の補正を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。「第2表 債務負担行為補正」として2件の追加をしております。まず1件目は、海田総合公園指定管理業務委託に係る額でございますが、平成19年度から22年度までの4カ年分の委託料について債務負担行為を設定するものでございます。次に、町道10号線歩道改修事業に係る額でございますが、本事業は国の補助金の関係もありまして、本年度と来年度の2カ年事業としておりますので、19年度分に係る事業費について債務負担行為を設定するものでございます。なお、本年度と来年度の事業費の割合は、本年度20%、来年度80%でございます。

6ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」でございますが、2件の変更を計上しております。内容につきましては、歳入のところでご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成18年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）議案書の5ページの債務負担行為の件なんですけれども、今、町道10号線の歩道改修事業に係る額で7,200万、債務負担行為で事業費の中の80%に充当するということなんです。先ほど今回の20%の事業の中で事業費の75%は国庫補助金ということでした。あと7,200万のまたやはり75%は国庫補助金に該当するのか、これは単町の事業になるのか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）今の全体の9,000万円でございますが、その中に一部分、単独町費でやる部分が含まれております。資料5を出していただいたら、資料5の中で断面図に止

水壁というものをやるようにしております。これは、この歩道に合わせまして、道路が冠水するのを防ぐためにこういう工事をやるんですが、それに関連して護岸の止水壁、それから排水の逆止弁、それと舗装とかというものがございまして、その部分は補助対象にはなりませんので、その約1,500万円分は単独町費になっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。崎本議員。

○12番（崎本）これをするに当たって、この道が狭いんです。今までずっとされまして。これをされるに当たっては通行どめでされるか、それとも片側通行でやられるか、その詳細をはっきりと。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）現道が約5.4メートルございまして、工事に当たっては片側通行で実施したいと考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）財政調整基金のところですけども、歳入で減額で、これで財政調整基金の残額というか、幾らになりましたか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今回取り崩しを減額したため、今の予算では今年度8,049万9,000円を取り崩すこととしておりますので、これを崩した後の額は約13億3,764万8,000円という形になります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第70号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第70号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第71号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第71号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、一般被保険者高額療養費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,344万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,602万6,000円とするものです。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）それでは、第71号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料6の「平成18年度補正予算説明書」によりご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。2款の保険給付費の療養諸費の一般被保険者療養費の負担金補助及び交付金の90万6,000円及び退職被保険者等療養費の負担金補助及び交付金の272万5,000円は、はり・きゅう・マッサージや補装具等に係る療養費が当初見込みより増加し、予算に不足が生じたため、増額するものでございます。また、退職被保険者等審査支払手数料の35万6,000円は、受診件数の増によるものでございます。

次に、高額療養諸費の一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金の736万1,000円も、高額療養費が増加し、予算の不足が見込まれるために増額するものでございます。

次の出産育児諸費の出産育児一時金の負担金補助及び交付金の210万円は、本年10月より支給額を30万円から35万円に引き上げましたことと、出産見込み件数が増加したためでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。8款の一般会計繰入金、出産育児諸費繰入金の140万円は、歳出でもご説明しました出産育児一時金の10月からの支給額の増額及び出産件数の増加にともない、増額するものでございます。

9款の繰越金の1,204万8,000円は前年度の繰越金でございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、第71号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,344万8,000円を予算措置し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億7,602万6,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第71号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第71号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第7、第72号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第72号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、施設介護サービス給付費の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ9,779万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,788万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長(加藤) それでは、第72号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。資料7の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正は、介護サービス利用の増減に係る各サービス給付費の予算措置でございます。

それでは、3ページの歳出予算からご説明いたします。まず、保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金でございますが、7,265万2,000円は、主には4月の制度改正により心身の改善の可能性の高い方を介護予防に移行するとして、給付費も当初予算で介護予防サービス給付費の方へ組み替えましたが、移行率の見込みが下回り、当該費用からの支出が必要となり、予算の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次に、地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金1,410万7,000円は、認知症に係るグループホームデイサービス利用等が増加したことによるものでございます。次に、施設介護サービス給付費の負担金補助及び交

付金の1億5,059万6,000円の減額は、施設入所者の見込みが当初より下回ったためでございます。次の居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金1,967万3,000円は、先にご説明いたしました介護予防への移行が見込みを下回ったことに関連し、予算の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、保険給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金7,204万5,000円の減額は、これも先にご説明いたしました介護予防への移行が見込みを下回ったことに関連し、逆に受け皿とした費目として予算が余る見込みとなったものでございます。4ページをお願いいたします。介護予防サービス計画給付費の負担金補助及び交付金1,080万円の減額も前の費目と同様に、受け皿とした費目として予算が余る見込みとなったものでございます。

次に、基金積立金の介護給付費準備基金積立金の積立金2,921万1,000円は、施設介護サービス給付費等の減に伴い生じた余剰金を積み立てるものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出でご説明いたしました施設介護サービス給付費減に伴い、法定負担金等の減額をするものでございます。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金が3,937万3,000円の減額、次に、国庫支出金の介護給付費負担金1,787万2,000円の減額、次に、国庫支出金の調整交付金435万5,000円の減額、次に、県支出金の介護給付費負担金2,340万6,000円の減額、2ページに移りまして、一般会計繰入金の介護給付費繰入金1,587万7,000円を減額するものでございます。次に、繰越金308万5,000円を前年度繰越金から手当てするものでございます。

それでは、第72号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ9,779万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,788万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。資料の歳出の方の介護予防サービス諸経費のところですが、18年度から改正で予防重視のということで始まったわけで、センターでも取り組みがなされているわけなんですけれども、どうもこの予防事業、予防教室なんかは、この前も記事にありましたけれども、うまくいっていないということで、この数字を見まして、手元のくるいがすごいですね。8,900万で1,697万、19.0、約20%、それから、その次の

1,500万で1,000万の減額ということで、予防重視の事業、介護保険ということなんですけれども、全国的にどうもうまくいっていないみたいなんですけれども、今まで4月からどのような努力をしてこの結果になっているのか、その辺の経過をお願いします。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）今回の補正の内容につきましては、制度改正により、心身の改善の可能性の高い方、いわゆる介護度1の軽度の方なんですけれども、この方たちを介護審査の継続時に要支援の方へ、予防介護の方へ移す審査、これを今進めておるところでございますけれども、これが当初の国等の予定によりますと、約70%ぐらいが要支援の方にこの審査で移るのではないかという予測で予算立てをいたしておりましたけれども、現実に客観的に審査をいたしますと、心身の状態が現状よりもまた進んでおられる方もかなりおられて、20数%ぐらいの要支援への移行にとどまったために、事業所等のサービスが使われる方が介護予防の予算の方を使われるサービスの方をそのまま使われたということで、この予算の差額が出たものでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）予防教室なんかは実際の事業の集まりとか、そういうのはいかがでしたか。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）現在、福祉センターの方で筋トレでありますとか、水泳教室を開催いたしました。水泳教室につきましては3クールございまして、大体15名程度の方が参加をいただいております。筋トレの方は少し虚弱な、高齢者を対象とした健康診断による選別をしたわけなんですけれども、これは5名程度しか、今年に限っては選別ができない状態で、これは予定を下回ったことは事実でございます。ただ、これは全国的に選別の方法が、国の示したものが不備があったのではないかということで、改正の方向にも今動いていると聞いております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）予算の編成時期ですけれども、本年は約9,000万、19年度はどれぐらいの予算を考えていらっしゃいますか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）現在、予算編成中でございますので、その詳しい内容については申し上げにくいわけでございますけれども、18年度の実勢等を考慮しながら19年度の予算に反映したいというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第72号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第72号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第73号議案、平成18年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第73号議案、平成18年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）。平成18年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費等を補正するもので、収益的支出を360万3,000円増額し、事業費用総額を4億2,852万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）水道課次長。

○水道課次長（新浜）それでは、第73号議案、平成18年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料8の一番最後のページ、「補正予算（第1号）説明書」をお願いいたします。収益的支出の水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費を377万4,000円増額しております。内訳は、給料を242万円、手当を37万4,000円、法定福利費を44万7,000円、人事異動による人件費として増額補正いたしております。これは、17年度末に水道課の職員が1名退職いたしました。その補充といたしまして、当初予算では給料の低い職員の配置を予定しておりましたが、現実には係長級の職員が配置されたことによる差額分でございます。次に、動力費でございますが、蟹原浄水場緩速ろ過池の赤水防止対策といたしまして、取水ポンプの運転時間の増加が見込まれることから、53万3,000円増額するものでございます。次に、総係費を17万1,000円減額補正いたしております。内訳は、人事異動により給料を27万5,000円、法定福利費を49万8,000円減額するものでございます。次に、印刷製本費につきましては、システム変更によりまして圧着はがき及び検診用ロール紙が必要となりましたので、これに

伴いまして43万4,000円の増額をお願いするものでございます。負担金につきましては、人事異動によりまして退職手当組合の負担金が増となりますので、16万8,000円増額するものでございます。

次に、第73号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成18年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、水道事業費用を360万3,000円増額いたしまして4億2,852万1,000円とし、補正予算書第3条の予算第6条に定めた経費の金額、職員給与費を246万8,000円増額いたしまして9,699万円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）一番最後のページ、今説明がありました取水ポンプの運転時間増加というのはわかったんですけども、これ、従来どのぐらいで、どのぐらい増えたのか。

それで、理由は何ですか。

3点目は、3月31日まで18年度分を見込んだ金額なのかどうか。

○議長（原田）水道課次長。

○水道課次長（新浜）取水ポンプの運転時間の増でございますが、これは1日について約4時間程度増えるものと思っております。

それと、この取水ポンプを運転する時間が増加する理由といたしましては、去年の8月に赤水が出ました。それを調査・研究いたしまして、ろ過速度が遅いと赤水が発生しやすいということがわかりましたので、そのために、取水を多くいたしまして、ろ過速度を速めるためにこの時間が延長になったものでございます。

それと、この金額につきましては3月31日までを見込んでおります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第73号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第73号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおりこれを決めます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成18年第6回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午後4時03分 閉会